

令和4年度 第2回福島地方最低賃金審議会

令和4年7月4日（月）
午後1時30分から
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について
- (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (3) 参考人の意見聴取について
- (4) 配付資料の説明について

3 閉 会

令和4年度第2回福島地方最低賃金審議会 会議資料目次

(資料No.)

(頁)

1. 経済指標

- ・福島県金融経済概況 1
- ・東北地域の金融経済概況 8
- ・最近の県経済動向 13
- ・有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の推移（福島県） 16
- ・福島県の有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の状況 17

2. 賃金の動向

(1) 賃金データ

- ・毎月勤労統計調査からみた就業形態別現金給与総額、労働時間等比較 18
- ・「賃金構造基本統計調査」における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移 19

(2) 春闘関係

- ・連合福島 2022 春季生活闘争状況（賃金） 20

(3) 要請・意見書

- ・低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために、福島県地域別最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明 21
- ・最低賃金に関する要望（日本商工会議所・東京商工会議所） 24
- ・最低賃金に関する要望
（日本商工会議所・東京商工会議所・全国中小企業団体中央会） 34

3. 生計費

- ・標準生計費の推移 35

- ・費用別・世帯人員別標準生計費…………… 36
- ・令和2年基準消費者物価指数時系列リスト（全国・福島市）…………… 37

(別冊)

- ・第63回中央最低賃金審議会資料（令和4年6月28日開催）
- ・第1回目安に関する小委員会資料（令和4年6月28日開催）



Bank of Japan Fukushima Branch

福島県金融経済概況 (2022年5月分※)

【概況】

県内景気は、供給制約の影響がみられているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が和らいでいることから、緩やかに持ち直している。

最終需要の動向をみると、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、外食や旅行等のサービス消費を中心に持ち直している。住宅投資は、持ち直している。設備投資は、前年度に見送られた投資や能力増強投資がみられており、持ち直している。公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事を中心に減少している。

鉱工業生産は、半導体不足に加え、海外における物流網の混乱による供給制約の影響もみられており、持ち直しの動きが足踏みしている。

雇用・所得環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、製造業を中心とした人員不足感の強まりから、改善の動きがみられている。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症や物価上昇による個人消費への影響、供給制約による生産面への影響、また雇用・所得の動向に注意していく必要がある。

※ 直近までに入手可能な金融経済統計およびヒアリング情報をもとに、県内の金融経済動向を取り纏め。

【前回からの基調の変化】

総括	個人消費	住宅投資	設備投資	公共投資	生産	雇用・所得
→	↑	→	→	→	→	→

(注)

- ↑ : 前回から改善度合いが強まっている、もしくは悪化度合いが弱まっている。
- : 前回から変化なし。
- ↓ : 前回から改善度合いが弱まっている、もしくは悪化度合いが強まっている。

【本件に関する問い合わせ先】
日本銀行 福島支店 総務課
TEL:024-521-6353

本資料は、ホームページ
(<https://www3.boj.or.jp/fukushima/>)
にも掲載しています。



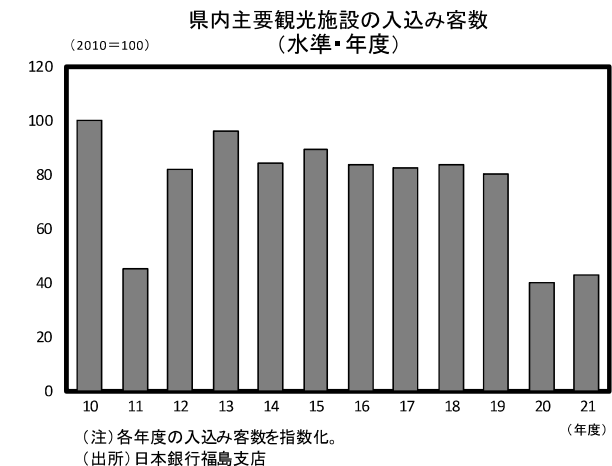
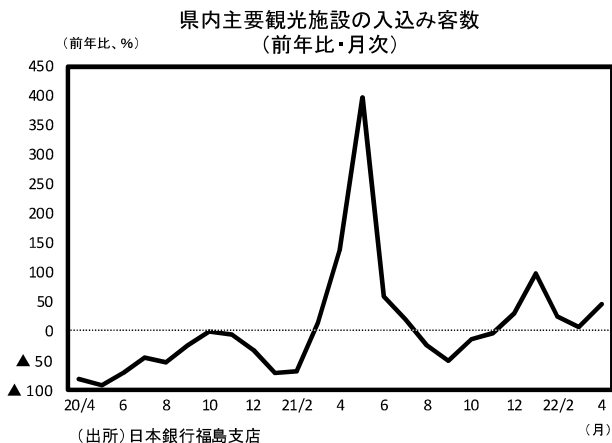
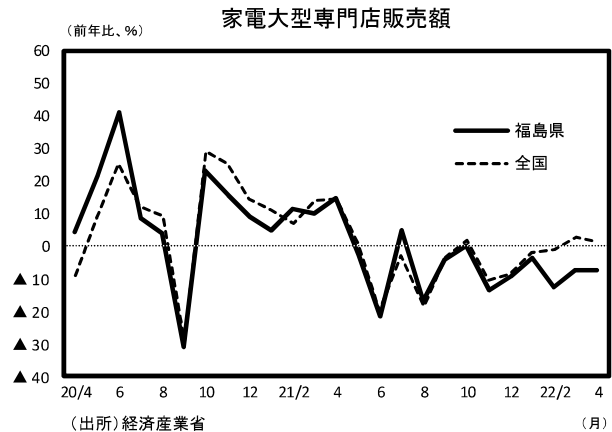
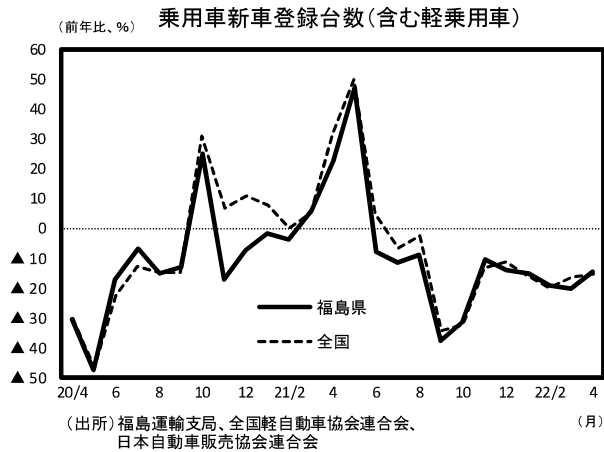
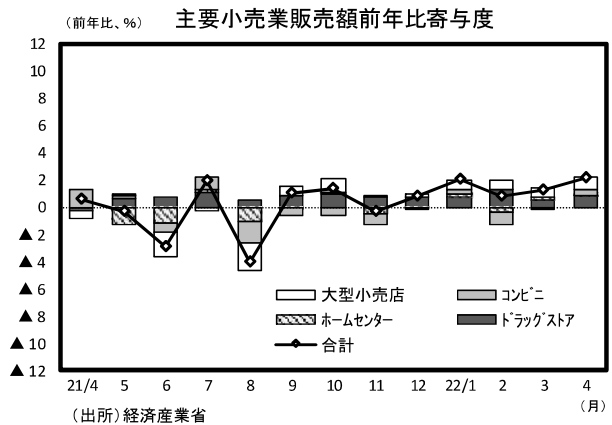
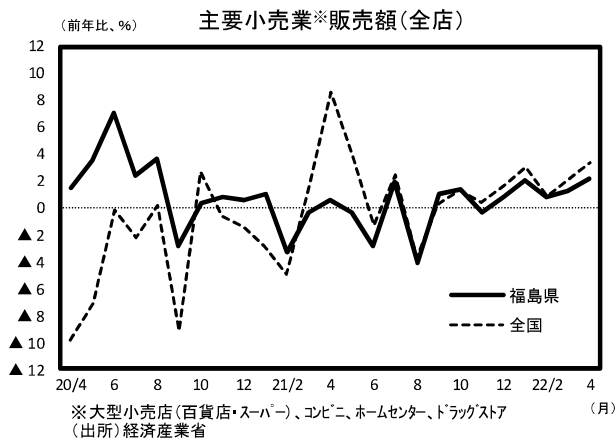
1. 需要項目別の動向

【個人消費】

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、外食や旅行等のサービス消費を中心に持ち直している。

主要小売業販売額（4月）は、前年を上回った。乗用車新車登録台数（4月）、家電大型専門店販売額（4月）は、前年を下回った。この間、外食や旅行等のサービス消費は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、持ち直している。

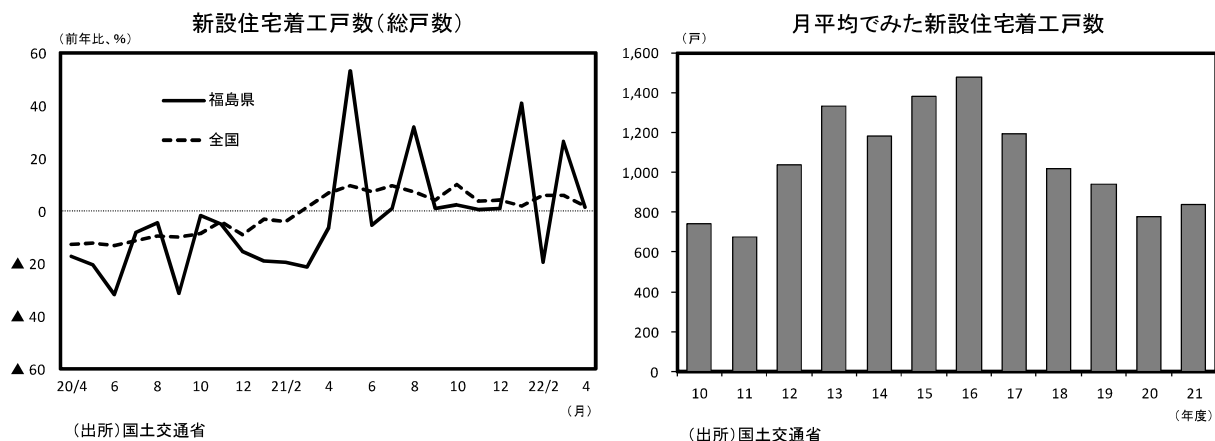
県内主要観光施設や宿泊施設への入込みは、自治体の経済対策の効果もあって、持ち直している。



【住宅投資】

住宅投資は、持ち直している。

新設住宅着工戸数（4月）は、持家、貸家が前年を下回ったものの、分譲が前年を上回ったことから、全体でも前年を上回った。

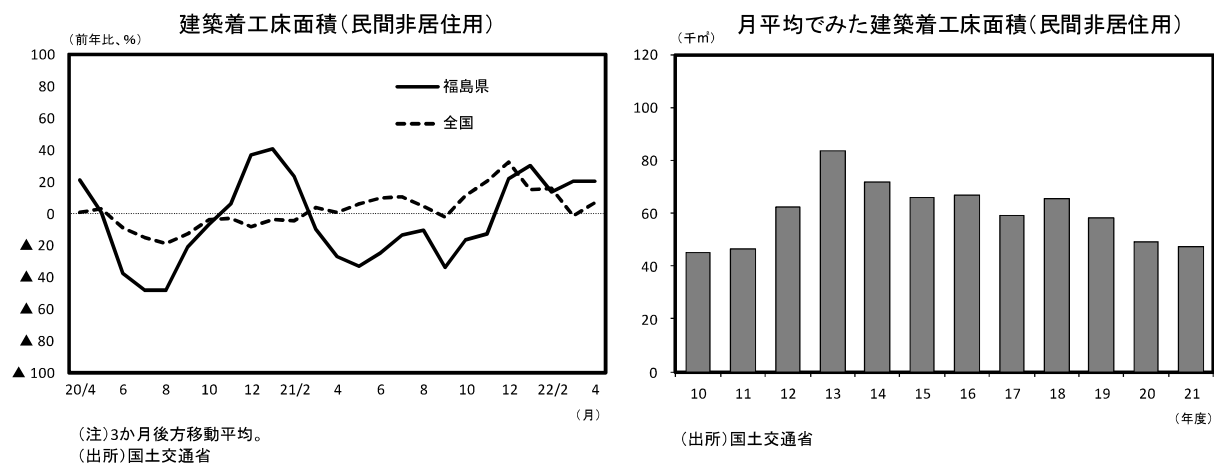


【設備投資】

設備投資は、前年度に見送られた投資や能力増強投資がみられており、持ち直している。

3月短観における県内企業の2021年度設備投資計画は、前年度をやや下回っている。製造業では、先送りされていた維持更新投資に加えて、能力増強投資がみられており、前年度を上回っている。非製造業では、前年度に増加した新規出店や店舗改装などの反動から、前年度を下回っているものの、新規需要を取り込むための能力増強投資がみられている。2022年度は、製造業、非製造業ともに前年度を上回る計画となっている。

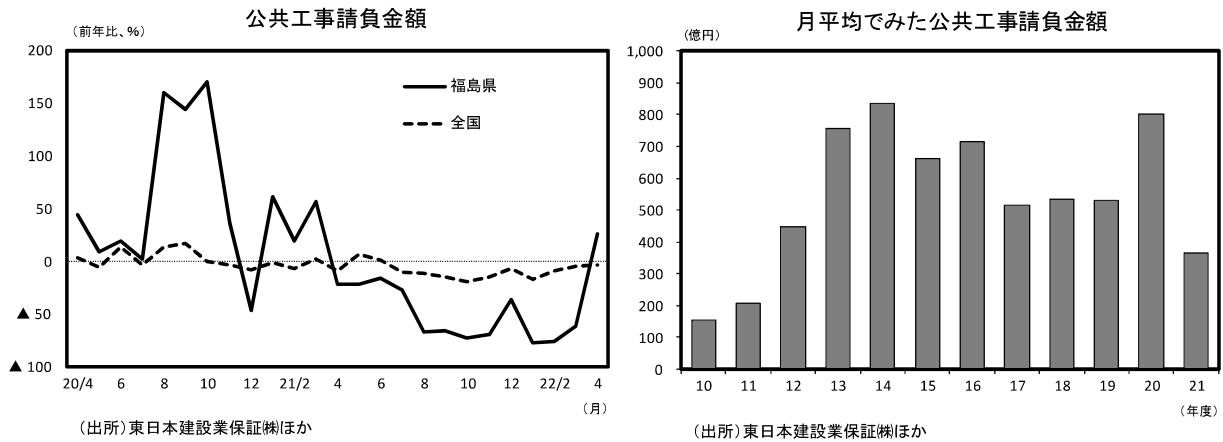
建築着工床面積（民間非居住用）（4月<3か月後方移動平均>）は、前年を上回った。



【公共投資】

公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事を中心に減少している。

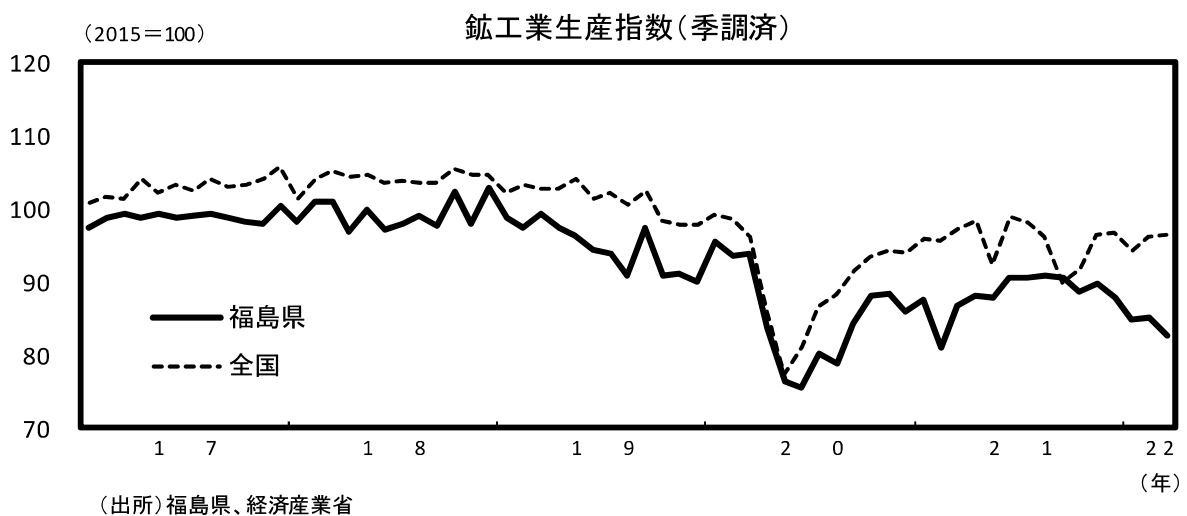
公共工事請負金額（4月）は、前年を上回った。



2. 生産動向

鉱工業生産は、半導体不足に加え、海外における物流網の混乱による供給制約の影響もみられており、持ち直しの動きが足踏みしている。

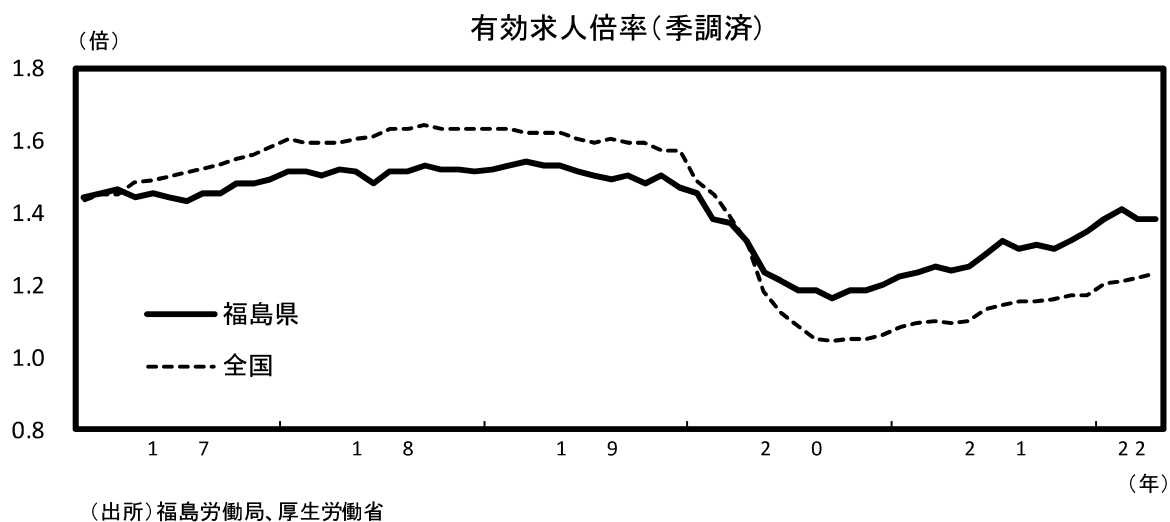
鉱工業生産指数（3月）を主な業種別にみると、情報通信機械は上昇した一方、汎用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、輸送機械、化学は低下した。



3. 雇用・所得

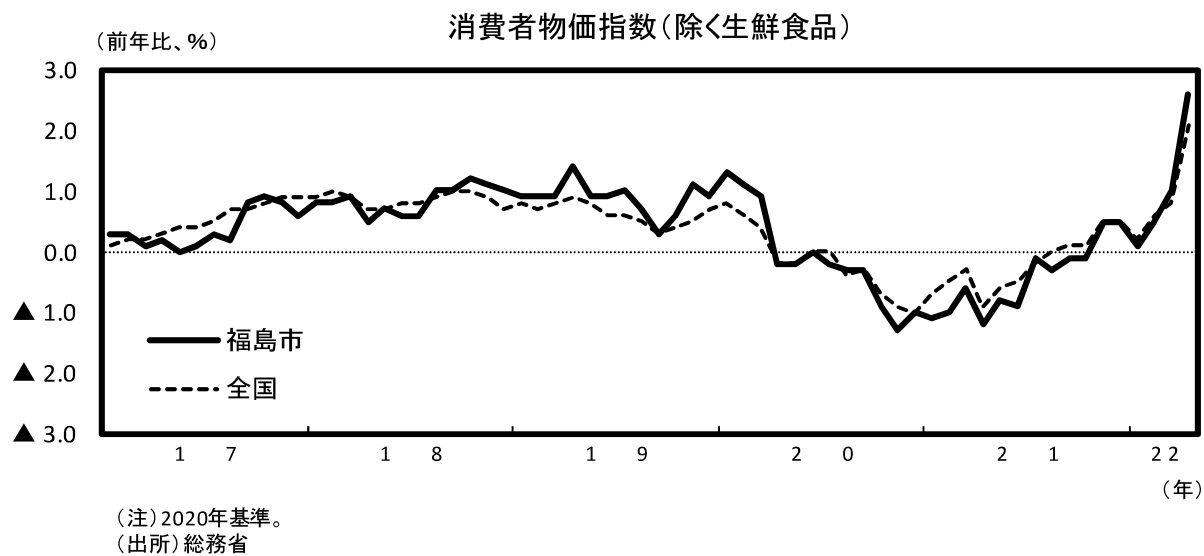
雇用・所得環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、製造業を中心とした人員不足感の強まりから、改善の動きがみられている。

有効求人倍率（4月）は、前月と同水準となった。



4. 物価

消費者物価指数（除く生鮮食品）（4月）は、前年を上回った。



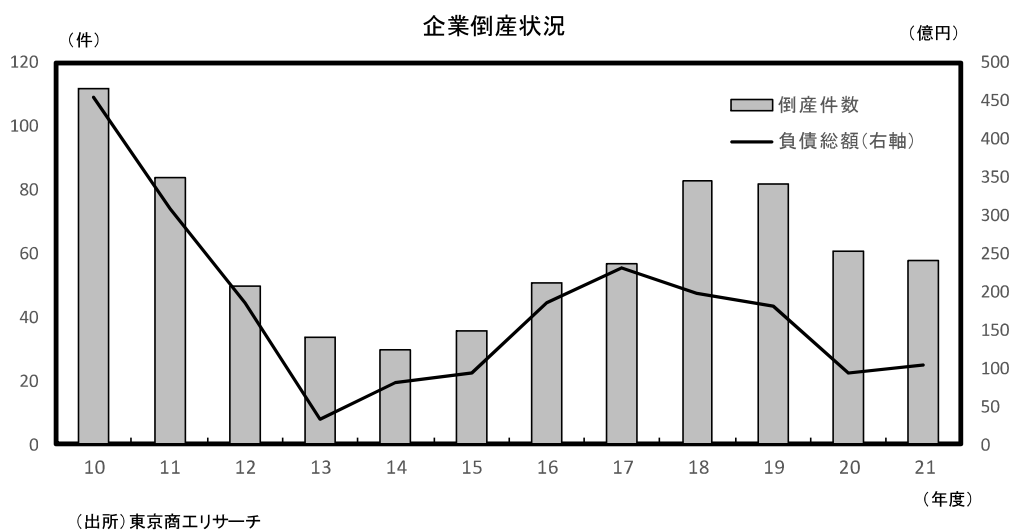
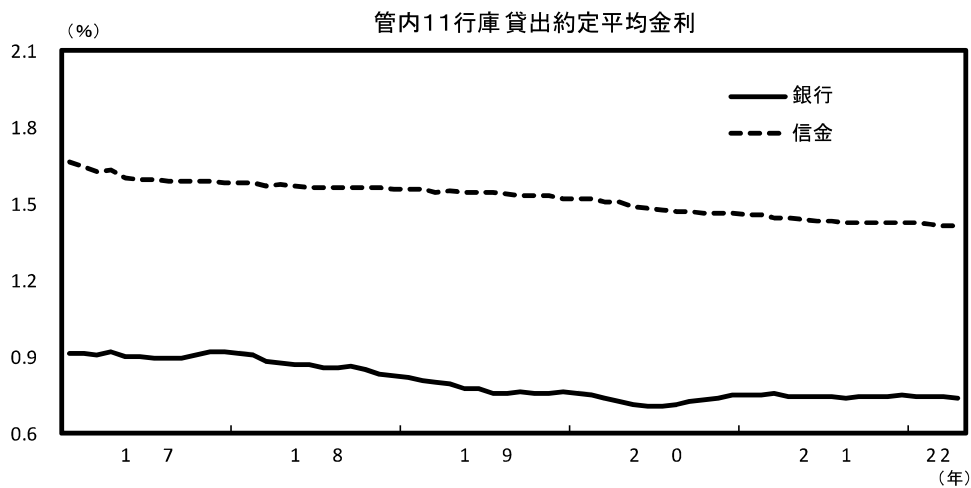
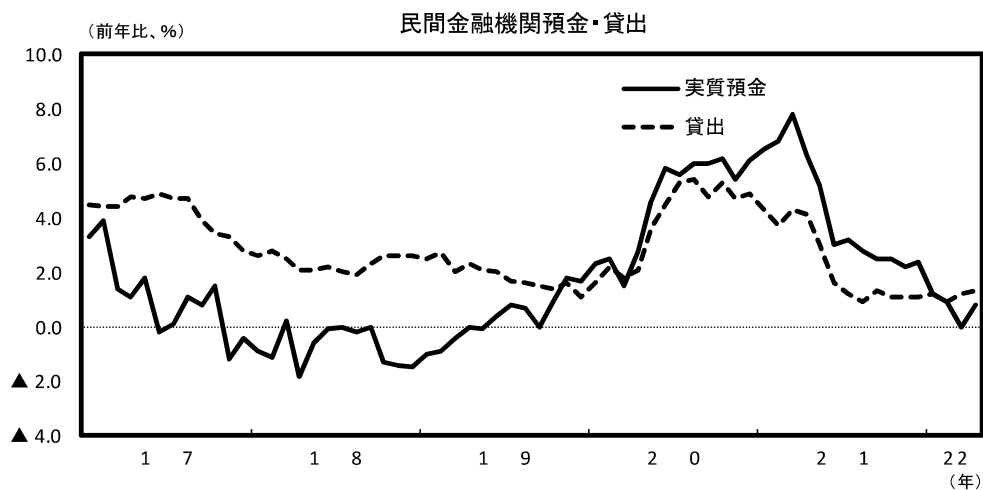
5. 金融情勢

実質預金は、前年を上回って推移している。

貸出は、前年を上回って推移している。

貸出約定平均金利は、既往ボトムの水準で推移している。

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。



以上

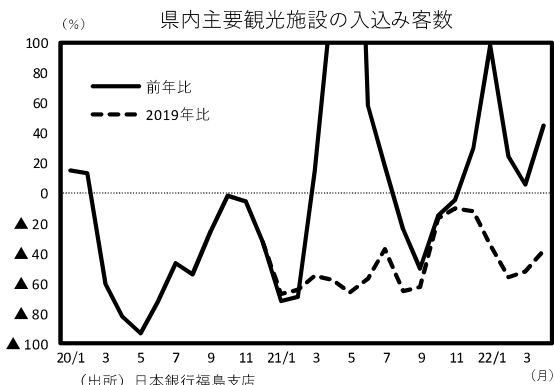
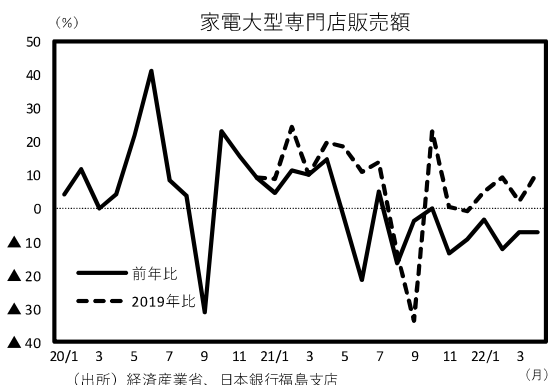
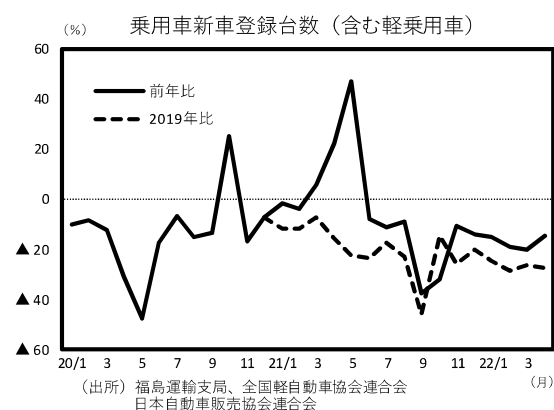
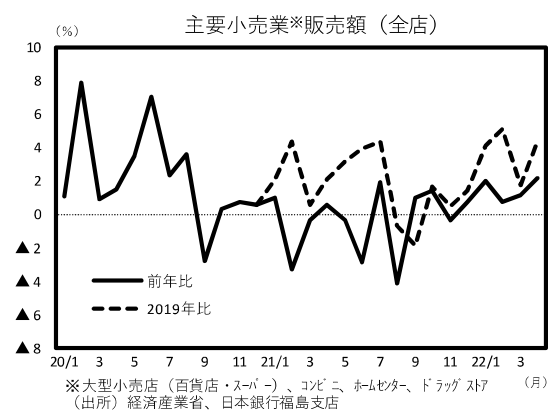
個人消費・参考図表
(福島県金融経済概況 2022年5月分)

【2019年比の推移】

	主要小売業販売額(全店)	乗用車新車登録台数(含む軽乗用車)	家電大型専門店販売額	県内主要観光施設の入込み客数
2022/2月	+5.2%	▲28.6%	+9.2%	▲56.1%
3月	+1.8%	▲26.2%	+2.1%	▲52.3%
4月	+4.4% (+2.2%)	▲27.6% (▲14.4%)	+11.1% (▲7.1%)	▲38.3% (+45.5%)

注1:()は前年比。

注2:「主要小売業販売額」、「家電大型専門店販売額」は、経済産業省「商業動態統計」を用いた日本銀行福島支店による試算値。



以上

公表時間
4月11日(月) 14時00分



BOJ
Reports & Research Papers

2022年4月11日
日 本 銀 行

地域経済報告

—— さくらレポート ——

(2022年4月)

本報告は、本日開催の支店長会議に向けて収集された情報をもとに、支店等地域経済担当部署からの報告を集約したものである。

東北地域の金融経済概況

【全体感】

東北地域の景気は、持ち直しの動きが一服している。

最終需要の動向をみると、公共投資は、減少している。設備投資は、振れを均してみれば増加している。個人消費は、弱含んでいる。住宅投資は、持ち直している。この間、生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用・所得環境は、改善の動きがみられる。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。こうした中、企業の業況感は、幾分悪化している。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、震災復興関連工事の一巡などから、減少している。

設備投資は、振れを均してみれば増加している。

3月短観（東北地区）における2021～2022年度の設備投資計画をみると、製造業を中心に旺盛な需要を背景とした能力増強投資などが計上されており、振れを均してみれば増加している。

個人消費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから、弱含んでいる。

主要小売業販売額をみると、スーパーは、堅調に推移している。ドラッグストアは、新規出店が続く中、増加している。一方、百貨店は、来店客数の減少から、弱含んでいるほか、コンビニエンスストアは、持ち直しの動きが一服している。乗用車の新車登録台数は、供給制約の影響から、減少している。ホームセンターと家電大型専門店の販売額は、家電の買い替え需要の一巡などから、減少している。

この間、サービス消費は、飲食・宿泊を中心に弱い動きが続いている。

住宅投資は、持ち直している。

持家は堅調に推移している。貸家や分譲は持ち直している。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、供給制約の影響から、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

主要業種別にみると、輸送機械は、供給制約の影響から、減少している。生産用機械等は、振れはあるものの、半導体関連を中心に増加傾向にある。電子部品・デバイスは、高水準にある。この間、食料品は、低調な動きが続いている。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得環境は、改善の動きがみられる。

労働需給は、求人が緩やかに増加しており、持ち直しの動きがみられる。この間、雇用者所得は、業種ごとのばらつきを伴いながらも増加している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、エネルギー価格の上昇などから、前年を上回っている。

5. 企業倒産

企業倒産は、低水準で推移している。

6. 金融情勢

預金動向をみると、個人・法人を中心に全体では前年を上回っている。

貸出動向をみると、個人向け、法人向けの増加を背景に全体でも前年を上回っている。この間、貸出金利は、緩やかながらも低下している。

東北地域の金融経済概況（続）

【企業等の主な声】

—（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

項目名	企業等から聞かれた主な声
公共投資	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興関連工事を中心に、受注量は大幅に減少している。この間、建設資材価格が上昇しているが、請負金額への反映は追いついておらず、利益率は低下している（仙台）。 ・2022年度は、震災復興関連予算が引き続き減少する一方、県を中心に国土強靱化関連予算が増加しているため、相応の工事量を見込んでいる（福島）。
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・挽回生産を見据えた完成車メーカーからの要請を受け、2022年度初に数億円規模の効率化投資を実施し、5月以降の生産能力を大幅に引き上げる予定（青森[電気機械]）。 ・原材料価格の上昇が収益を圧迫しているが、人手不足が慢性化する中、中長期的な経費削減のため、省人化投資は継続していく方針（秋田[食料品]）。 ・コロナ禍で商業テナントから他社の撤退が増えている状況を好機と捉え、新規出店や売場拡大を伴った改装を積極的に実施している（福島[小売]）。 ・急速なEV化に生産能力が追いついておらず、数年前に新設した工場を増築し、生産能力を1.5倍まで拡大させる計画。もっとも、工場内に導入する設備機器の調達が遅延しており、当初予定していた夏頃の稼働開始が、本年末まで後ずれする見通し（秋田[生産用機械]）。
個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の感染拡大を受けて来店客数が大幅に減少し、衣料品やリビング用品の販売が大きく落ち込んでいる。一方、富裕層による高額品の購入は引き続き堅調（福島[小売]<仙台>）。 ・感染再拡大を受けて巣ごもり需要の再燃を期待したものの、買い替え需要が一巡するも、家電販売額は数量、単価ともに下落傾向が続いている（仙台[家電販売]）。 ・新型車投入効果もあり受注は堅調。もっとも、オミクロン株の感染拡大に伴う生産工場の稼働停止が相次いだことで、メーカーが提示していた台数が供給されておらず、納車時期が大きく遅延している（秋田[自動車販売]）。 ・オミクロン株の感染拡大による内食需要の高まりから、食料品や酒類の売上が増加している（青森[小売]<福島>）。 ・小麦などの原材料価格やエネルギー価格の上昇を受け、1月に一部製品の販売価格を引き上げた。もっとも、原材料価格や製造コストは、過去にない勢いで上昇しており、採算は全く改善していない（秋田[食料品]）。 ・原材料や燃料価格の高騰により、衣料品の仕入価格は上昇しているが、セールスの抑制などで一定の利益を確保できていることから、顧客離れを避けるために値上げは行わない方針（福島[小売]）。 ・小麦粉や魚介類、食用油等の食材の仕入価格上昇により収益が圧迫されているため、今後はメニュー変更や内容量の見直しを行う方針（仙台[飲食]）。 ・オミクロン株の感染拡大により県内宿泊キャンペーンが一時停止となったため、県内からの宿泊客が大幅に減少し、客室稼働率が低下している（青森[宿泊]）。

個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> ・客室稼働率は年末年始にかけてコロナ禍前の水準まで回復していたが、感染者数が急増した1月中旬以降は予約のキャンセルが相次ぎ、2月の客室稼働率は1割を下回る日も珍しくなかった（秋田[宿泊]）。
住宅投資	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅時間の増加で持家需要が高まる中、消費者の低価格帯志向もあって、リーズナブルな建売住宅への引き合いが強く、竣工を待たずに完売している（福島<仙台>）。 ・ウッドショックを受けたプレカット材の不足から着工が遅延している。こうした中、新たな調達業者を確保し、今後、着工の遅れを挽回していく方針（秋田）。
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体不足等の影響が緩和していた昨秋以降、自動車メーカーからの受注は回復傾向にあったが、オミクロン株の感染拡大等に伴う減産が相次いだ1月中旬以降は、受注が減少し、生産計画を大きく下回っている（秋田[輸送用機械]）。 ・受注は5G基地局向けを中心に好調であるが、半導体不足による部品の供給制約から、生産調整を実施している（福島[電気機械]）。 ・在宅勤務の浸透に伴うパソコン・空調機需要が高まっていることを受けて、高水準の生産が継続。能力増強投資を実施し、生産水準をもう一段引き上げる予定（仙台[電子部品・デバイス]）。 ・EV等に用いられるリチウムイオン電池向け素材の引き合いが強く、先行きの受注も環境対応の進展に伴い右肩上がりで見通し（福島[化学]）。 ・ウクライナ情勢を受けて銅材の調達に支障を来す恐れがあるため、仕入先を新たに1社増やしてリスク分散を図る予定（青森[電気機械]）。
雇用・所得	<ul style="list-style-type: none"> ・完成車メーカーの減産に伴い、足もとは人員に余剰感があるが、先行きの挽回生産を見据えて、従業員を高操業が続くグループ内他社の工場に出向させるなどして雇用を維持している（青森[電気機械]）。 ・2022年度の新卒採用は、例年を上回る人数を確保できたものの、感染症の拡大以前から、生産工程の求職者が減少傾向にあり、採用は難化している（仙台[鉄鋼]）。 ・地元高校の卒業生の数に対して、高校新卒者の求人数が圧倒的に多く、人手の奪い合いとなっている。こうした中、グループ会社共通で首都圏並みの賃金水準を提示して求人募集をかけることにより人員を確保している（秋田[食料品]）。 ・主に20～30歳代の若手社員の係留を意識して、一律のベアと賞与増額を行ったほか、パートの時給引き上げも実施した（福島[小売]）。 ・社会全体での賃金の引き上げが必要であると感じており、今春は定期昇給分を上回る+2～3%の賃上げを実施予定。もっとも、上昇幅は一律とせず、+1.5%の最低上昇率を全員に保証したうえで、評価に応じてメリハリをつけることを検討している（青森[小売]）。 ・ベアの実施だけでは、雇用者の囲い込みは困難である。このため、従業員の長期的なキャリアアップを支援する研修制度の拡充や報奨金の支給によるモチベーション向上など、ベア以外の取り組みにも注力している（仙台[卸売]）。

最近の県経済動向

Fukushima Economic Performance Monthly

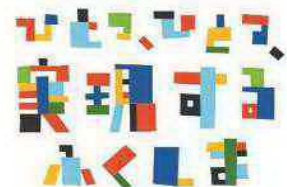
令和4年5月30日

目次

1 本県の経済概況	2～3
2 主な指標の動き	
(1) 個人消費	4～7
(2) 建設需要	8～10
(3) 生産活動	11～12
(4) 雇用・労働	13～15
(5) 物価	16
(6) 企業・金融	17～18
(7) 市場	19
3 主要経済指標	20～26
4 参考	
1 中小企業景況レポート(福島県中小企業団体中央会)	27～30
2 景気動向指数(福島県)	31
3 福島県金融経済概況(日本銀行福島支店)	32
4 月例経済報告(内閣府)	32
5 「最近の県経済動向」総合判断(福島県)	32

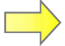
(注) 福島県鉱工業指数について、年間補正により令和3年1月以降の数値(原指数及び季節調整済み指数)が変更されています。

福島県 企画調整部 統計課



1 本県の経済概況

総合判断

前月判断から 前月据置
の変化方向 

県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。

個別判断

概要

(1) 個人消費

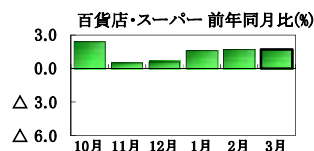
判断の変化方向



◆ 一部に持ち直しの動きがみられる。

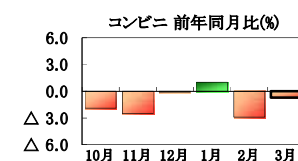
◆ 百貨店・スーパー販売額 (3月)

全店舗ベースで総額約234億円、対前年同月比1.7%増(既存店前年同月比2.3%減)となり、7か月連続で前年を上回っている。



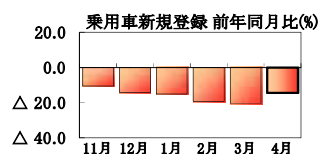
◆ コンビニエンスストア販売額 (3月)

コンビニエンスストア販売額は総額約169億円、対前年同月比0.7%減となり、2か月連続で前年を下回っている。



◆ 専門量販店販売額 (3月)

家電大型専門店が総額約47億円(対前年同月比7.3%減)、ドラッグストアが総額約88億円(同2.9%増)、ホームセンターは総額約58億円(同2.2%増)となっている。



◆ 乗用車新規登録台数 (4月)

新規登録台数は3,836台、対前年同月比14.4%減となり、11か月連続で前年を下回っている。

(2) 建設需要

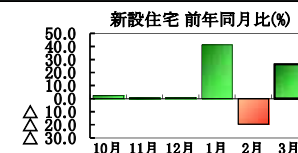
判断の変化方向



◆ 堅調な動きがみられる。

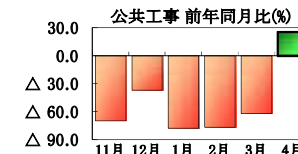
◆ 新設住宅着工戸数 (3月)

新設住宅着工戸数は809戸、対前年同月比26.4%増となり、2か月振りに前年を上回った。



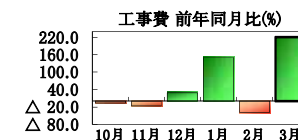
◆ 公共工事請負金額 (4月)

公共工事請負金額は総額約736億円、対前年同月比25.5%増となり、13か月振りに前年を上回った。



◆ 業務用建築物着工工事費 (3月)

業務用建築物着工工事費は総額約194億円、対前年同月比220.6%増となり、2か月振りに前年を上回っている。



(3) 生産活動

判断の変化方向

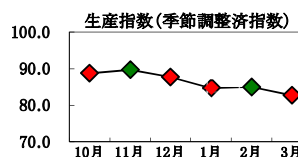


◆ 一部に弱い動きがみられる。

◆ 鉱工業指数 (3月)

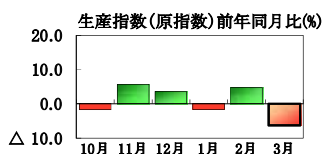
鉱工業生産指数・季節調整済指数(速報値)は82.7、対前月比2.7%減となり、2か月振りに前月を下回った。

なお、原指数(速報値)は93.5、対前年同月比6.3%減となり、2か月振りに前年を下回った。

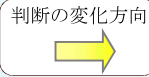


鉱工業出荷指数(季節調整済指数・速報値)は83.1、対前月比3.9%減となり、3か月振りに前月を下回った。

鉱工業在庫指数(季節調整済指数・速報値)は105.7、対前月比4.3%減となり、2か月振りに前月を下回った。



(4) 雇用・労働



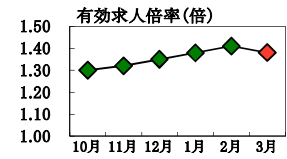
◆ 厳しい状況にあるものの、緩やかな改善がみられる。

◆ 求人倍率(3月)

新規求人倍率は2.11倍(季節調整値)、前月から0.17ポイント増加し、3か月振りに前月を上回っている。

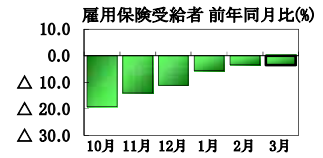
有効求人倍率は1.38倍(季節調整値)、前月から0.03ポイント減少し、5か月振りに前月を下回っている。

なお、有効求人数は12か月連続で前年を上回り、有効求職者数は3か月振りに前年を下回っている。



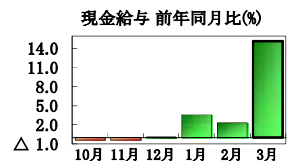
◆ 雇用保険受給者実人員(3月)

雇用保険(基本手当基本分)受給者実人員は5,843人、対前年同月比3.5%減となり、14か月連続で前年を下回っている。

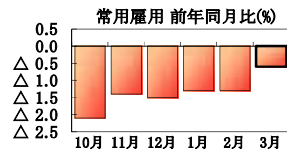


◆ 労働(3月)

現金給与総額指数は104.4(事業所規模5人以上)、対前年同月比15.2%増となり、4か月連続で前年を上回っている。



所定外労働時間指数は120.2、対前年同月比7.5%増となり、12か月連続で前年を上回っている。



常用雇用指数は97.0、対前年同月比0.6%減となり、令和2年10月以降、前年を下回る動きが続いている。

(5) 物 価

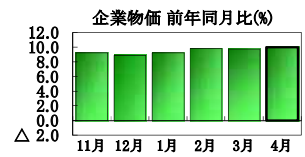


◆ 企業物価指数、消費者物価指数はともに前年を上回っている。

◆ 国内企業物価指数(4月)

物価指数は113.5(速報値)、対前年同月比10.0%増となり、14か月連続で前年を上回っている。

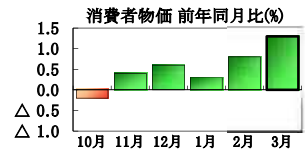
なお、対前月比は1.3%増となっている。



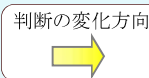
◆ 福島市消費者物価指数(3月)

物価指数は101.1、対前年同月比1.3%増となり、5か月連続で前年を上回っている。

なお、対前月比は0.7%増となっている。



(6) 企業・金融

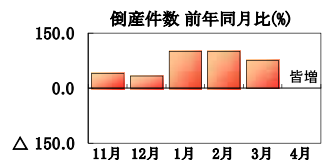


◆ 企業倒産件数は前年を上回り、負債総額は前年を下回った。預金残高、貸出残高はともに前年を上回った。

◆ 企業倒産(4月)

倒産件数は2件、対前年同月比皆増となり、6か月連続で前年を上回った。

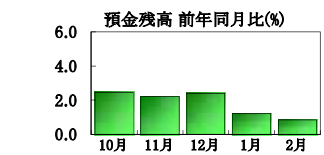
負債総額は6,300万円、対前年同月比13.6%減となり、2か月振りに前年を下回った。



◆ 金融機関預貸残高(2月)

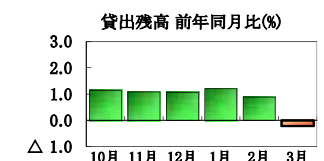
預金残高は10兆1,395億円、対前年同月比0.9%増となり、令和元年6月以降、前年を上回る動きが続いている。

貸出残高は4兆7,018億円、対前年同月比0.9%増となり、平成25年6月以降、前年を上回る動きが続いている。



◆ 貸出約定平均金利(3月)

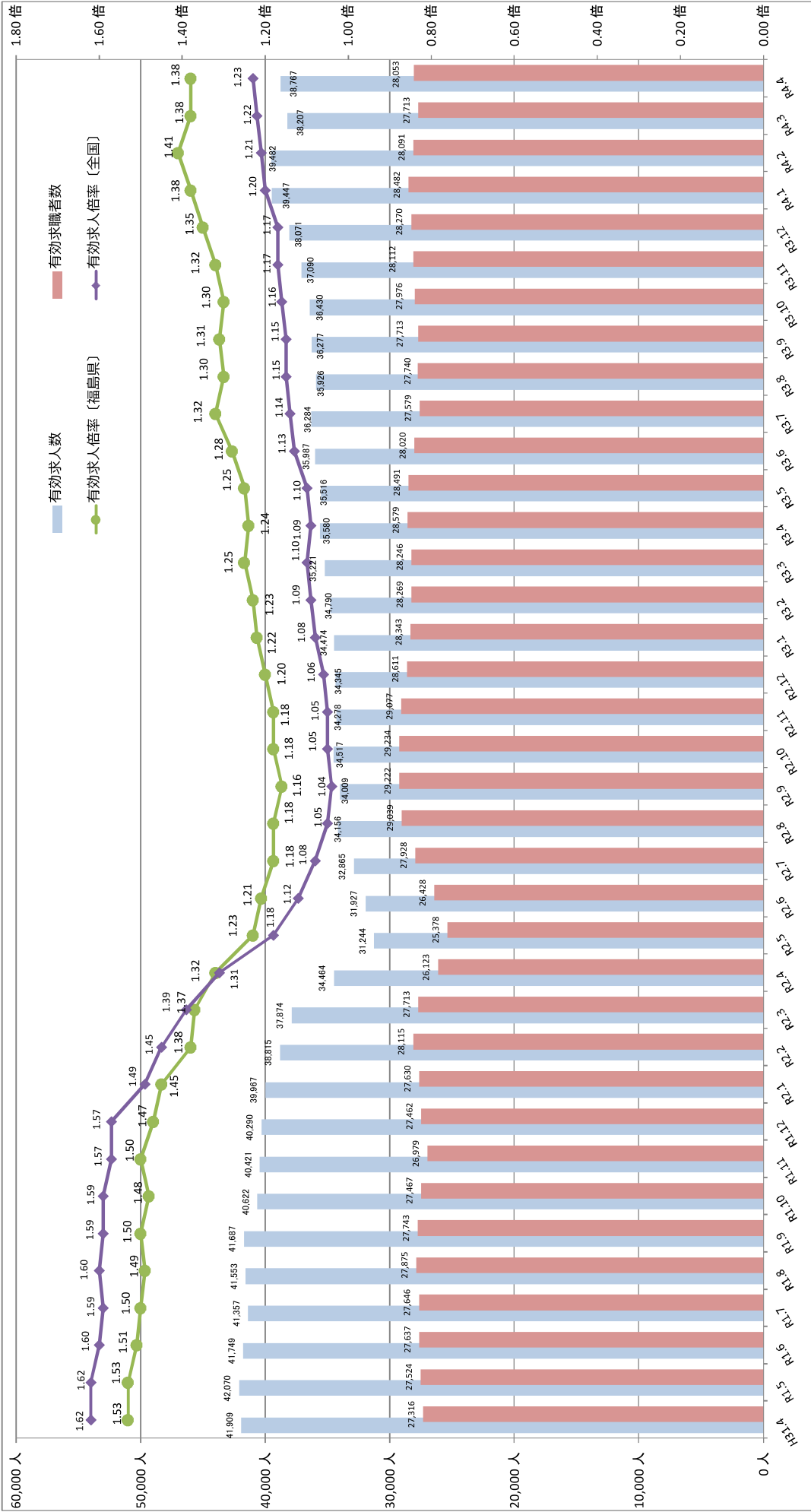
平均金利は0.743%となり、対前月差0.001ポイント下降し、2か月振りに前月を下回った。



※備考 指標名の色について、前年と比較(鉱工業指数及び求人倍率については、前月と比較)して、改善している指標は緑字、悪化している指標は赤字、同水準である、または個別には判断のつかない指標は灰色で表しています。

福島県の有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率の状況

福島労働局

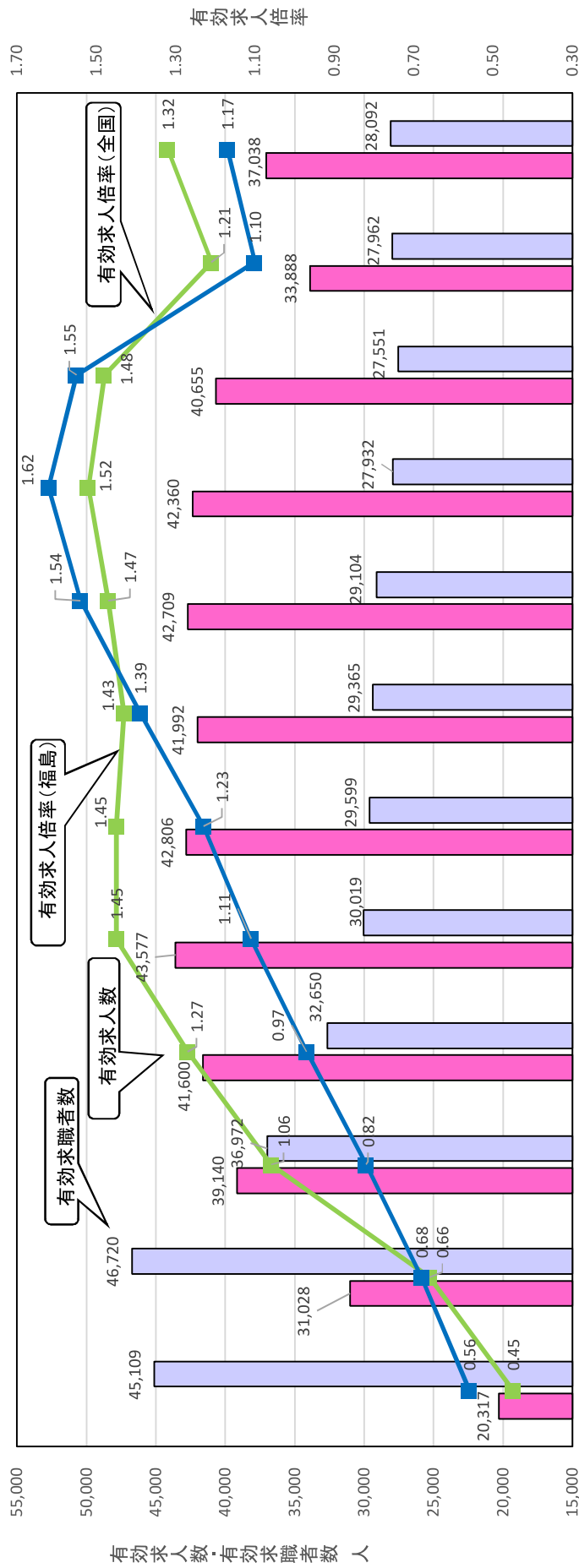


※有効求人人数、有効求職者数及び有効求人倍率のいずれも季節調整値

季節調整値	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
有効求人人数	41,909	42,070	41,749	41,357	41,553	41,687	40,622	40,421	40,290	39,967	38,815	37,874	34,464	31,244	31,927	32,865	34,156	34,009	34,517	34,278	34,345	34,474	34,790	35,221	35,560	35,516	35,987	35,284	35,926	36,277	36,430	37,090	38,071	39,447	39,482	38,207	38,767
有効求職者数	27,316	27,524	27,637	27,646	27,743	27,467	26,979	27,462	27,462	27,462	27,630	28,115	27,713	26,123	25,378	26,428	27,928	29,699	29,222	29,234	29,077	28,611	28,343	28,269	28,246	28,579	28,491	28,020	27,740	27,713	27,976	28,112	28,270	28,482	28,091	27,713	28,053
有効求人倍率 (福島県)	1.53	1.53	1.51	1.50	1.49	1.50	1.48	1.47	1.45	1.38	1.37	1.32	1.32	1.23	1.21	1.18	1.18	1.16	1.16	1.18	1.20	1.22	1.22	1.23	1.25	1.24	1.28	1.32	1.30	1.31	1.30	1.32	1.35	1.38	1.41	1.38	1.38
有効求人倍率 (全国)	1.62	1.62	1.60	1.59	1.60	1.59	1.57	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.31	1.18	1.12	1.08	1.05	1.04	1.05	1.06	1.08	1.09	1.09	1.10	1.09	1.10	1.10	1.13	1.14	1.15	1.16	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	

資料出所:福島労働局「職業安定業務統計」

有効求職者数、有効求人倍率の推移(福島県)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
有効求人人数	20,317	31,028	39,140	41,600	43,577	42,806	41,992	42,709	42,360	40,655	33,888	37,038
有効求職者数	45,109	46,720	36,972	32,650	30,019	29,599	29,365	29,104	27,932	27,551	27,962	28,092
有効求人倍率	0.45	0.66	1.06	1.27	1.45	1.45	1.43	1.47	1.52	1.48	1.21	1.32
有効求人倍率(全国)	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.17

※有効求人人数、有効求職者数、及び有効求人倍率のいずれも原数値

資料出所：福島労働局「職業安定業務統計」

毎月勤労統計調査からみた就業形態別現金給与総額、労働時間等比較(1人当たりの月平均)(事業所規模5人以上)

年	就業形態	現金給与総額 (円)	きまって支給 する給与(円)		特別に支払 われた給与 (円)		総実労働 時間数 (時間)	時間額 ①/② (円)		
			うち ①所定内給与(円)	うち 所定外給与(円)	②所定内 労働時間 (時間)	所定外 労働時間 (時間)		時間額		
								①	②	
元	一般労働者	362,440	298,732	273,879	24,853	63,708	166.2	152.3	13.9	1,798
	パートタイム労働者	101,900	98,991	95,586	3,405	2,909	92.7	90.0	2.7	1,062
2	一般労働者	350,989	291,991	271,477	20,514	58,998	163.3	151.5	11.8	1,792
	パートタイム労働者	95,930	92,434	89,518	2,916	3,496	88.7	86.6	2.1	1,034
3	一般労働者	351,203	293,790	271,477	22,313	57,413	163.5	150.8	12.7	1,800
	パートタイム労働者	101,298	97,657	94,756	2,901	3,641	91.1	88.6	2.5	1,069
3.1	一般労働者	307,175	295,148	274,246	20,902	12,027	153.2	141.8	11.4	1,934
	パートタイム労働者	94,690	93,600	91,160	2,440	1,090	86.8	84.7	2.1	1,076
3.2	一般労働者	300,586	296,603	275,345	21,258	3,983	159.6	147.1	12.5	1,872
	パートタイム労働者	94,260	92,792	90,300	2,492	1,468	85.7	83.7	2.0	1,079
3.3	一般労働者	315,403	296,943	273,741	23,202	18,460	165.0	151.7	13.3	1,804
	パートタイム労働者	98,415	97,252	94,499	2,753	1,163	90.3	87.9	2.4	1,075
3.4	一般労働者	309,045	299,138	276,504	22,634	9,907	173.2	159.8	13.4	1,730
	パートタイム労働者	97,940	97,395	94,297	3,098	545	91.2	88.9	2.3	1,061
4.1	一般労働者	321,471	297,836	274,784	23,052	23,635	154.9	141.8	13.1	1,938
	パートタイム労働者	99,486	96,977	93,778	3,199	2,509	90.0	87.2	2.8	1,075
4.2	一般労働者	311,379	302,303	278,798	23,505	9,076	159.2	145.9	13.3	1,911
	パートタイム労働者	94,864	93,733	91,258	2,475	1,131	86.4	84.1	2.3	1,085
4.3	一般労働者	370,307	305,515	281,727	23,788	64,792	166.4	152.0	14.4	1,853
	パートタイム労働者	101,764	99,524	96,588	2,936	2,240	92.2	89.7	2.5	1,077

※時間額については、小数点以下の端数を四捨五入し算出した。

資料出所：福島県企画調整部統計課「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」(令和元年平均、令和2年平均、令和3年平均、令和3年1～4月分及び令和4年1～3月分)の「時間額」欄は、福島労働局賃金室で試算した。

「賃金構造基本統計調査」における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移（福島県）

福島労働局

表1 企業規模計(10人以上)

性別	年	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
男子	決まって支給する現金給与額	324.1	0.53	324.6	0.15	326.4	0.55	321.7	-1.44	321.4	-0.09	330.0	2.68
	所定内給与額	291.3	2.46	289.6	-0.58	294.6	1.73	287.3	-2.48	295.3	2.78	295.9	0.20
女子	決まって支給する現金給与額	222.1	-1.81	229.9	3.51	234.0	1.78	230.3	-1.58	230.4	0.04	236.2	2.52
	所定内給与額	206.4	-1.95	213.4	3.39	217.4	1.87	215.5	-0.87	219.7	1.95	222.4	1.23

資料出所:「賃金構造基本統計調査」

表2 企業規模5人~9人

性別	年	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
男子	決まって支給する現金給与額	284.6	14.30	256.3	-9.94	262.6	2.46	263.8	0.46	295.5	12.02	266.7	-9.75
	所定内給与額	271.9	17.00	242.9	-10.67	249.2	2.59	250.4	0.48	288.1	15.06	256.4	-11.00
女子	決まって支給する現金給与額	225.1	12.05	201.6	-10.44	198.6	-1.49	209.0	5.24	216.8	3.73	203.2	-6.27
	所定内給与額	217.8	13.26	186.1	-14.55	190.0	2.10	203.4	7.05	214.0	5.21	199.4	-6.82

資料出所:「賃金構造基本統計調査」

連合福島2022春季生活闘争状況(賃金)

③ 2022年 5月 26日現在

報告済	14	産別	民間	167	組合
未報告	15	産別	民間	131	組合
計	29	産別	民間	298	組合

①平均方式及び定昇・賃金カーブ維持の数値は加重平均値である

②2020年の数値は2020-05-29の数値である

③2021年の数値は2021-05-27の数値である

④2022年企業規模(A~D)不明組合数 167 組合中 3 単組

⑤平均要求方式対象組合員数: 14,792名 (内妥結人数 12,477 名)

⑥定昇+ペア要求方式対象組合員数: 15,663名 (内妥結人数 14,143 名)

⑦個別賃金要求方式対象組合員数: 5,818名

⑧要求率は要求組合の基準内賃金、妥結率は、妥結組合の基準内賃金

企業規模(人)	要求した組合			要求しない組合			未提出組合		
	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
D ~99	39 / 46	21 / 26	34 / 37	3 / 46	2 / 26	1 / 37	4 / 46	3 / 26	2 / 37
C ~299	52 / 52	37 / 37	53 / 53	0 / 52	0 / 37	0 / 53	0 / 52	0 / 37	0 / 53
B ~999	31 / 35	27 / 29	38 / 40	2 / 35	1 / 29	2 / 40	2 / 35	1 / 29	0 / 40
A 1000~	32 / 34	39 / 42	33 / 33	1 / 34	0 / 42	0 / 33	1 / 34	3 / 42	0 / 33
計	154 / 167	124 / 134	158 / 163	6 / 167	3 / 134	3 / 163	7 / 167	7 / 134	2 / 163

企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率		
		2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
D ~99	24	15	9	15	17	3	9	211,787	219,957	228,527	7,288	4,668	6,275	3,44	2,12	2,75	3,110	2,875	3,075	1,40	1,34	1,35
C ~299	29	13	11	21	11	9	8	242,634	237,652	249,624	5,048	4,420	5,808	2,08	1,86	2,33	2,780	3,050	3,790	1,12	1,30	1,52
B ~999	17	4	4	9	1	3	8	278,799	234,550	275,246	1,900	3,992	7,069	0,68	1,70	2,57	1,817	5,785	2,853	0,76	2,16	1,04
A 1000~	11	11	5	10	2	5	1	287,523	265,424	258,174	5,001	7,497	7,598	1,74	2,82	2,94	1,620	2,837	4,715	0,55	0,94	1,83
計	81	43	29	55	31	20	26	258,696	241,397	262,073	4,537	4,968	6,874	1,75	2,06	2,62	2,390	3,436	3,687	0,98	1,36	1,41
								単純平均	6,688								単純平均	3,608				

企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率		
		2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
D ~99	7	2	6	6	2	3	1	214,942	216,529	230,272	7,636	5,581	6,071	3,55	2,58	2,64	5,077	4,149	4,750	2,58	1,89	2,06
C ~299	13	14	15	11	6	1	2	236,570	240,739	241,535	7,463	5,678	6,198	3,15	2,36	2,57	4,093	3,604	4,396	1,75	1,52	1,82
B ~999	18	13	15	14	8	5	4	260,358	266,990	271,190	8,251	6,781	8,121	3,17	2,54	2,99	5,748	4,480	5,888	2,14	1,69	2,17
A 1000~	18	14	25	17	3	3	1	292,410	299,198	301,062	8,239	7,406	8,945	2,82	2,48	2,97	6,134	6,332	7,224	2,02	2,02	2,40
計	56	43	61	48	19	12	8	273,546	279,569	284,435	8,146	6,946	8,363	2,98	2,48	2,94	5,752	4,936	6,550	2,03	1,79	2,30
								単純平均	7,334								単純平均	5,565				

企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率		
		2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
D ~99	3	3	0	2	0	0	1	-	-	-	3,0	-	3,0	-	-	-	1,0-1,5	-	1,5	-	-	-
C ~299	11	4	1	8	4	0	3	-	-	-	3,0-5,2	-	1,5-5,0	-	-	-	0,2-1,0	-	1,3-1,5	-	-	-
B ~999	3	4	0	2	1	0	1	-	-	-	3,0	-	3,0-5,0	-	-	-	1,0	-	1,5-3,7	-	-	-
A 1000~	4	2	1	4	0	0	0	-	-	-	3,0	-	3,0	-	-	-	0,4	-	-	-	-	-
計	21	13	2	16	5	0	5	-	-	-	3-5,2	-	1,5-5,0	-	-	-	0,2-1,5	-	1,3-3,7	-	-	-

※個別方式の組合数は30歳の数値。要求・妥結金額は改善額とし単位は千円。

2022年（令和4年）5月27日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木 和郎 殿

福島県弁護士会
会長 紺野 明 引

会長声明の送付について

この度当会では、下記のとおり会長声明を發しましたので、送付いたします。

記

低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために、福島県地域別最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

以上

低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために、福島県地域別最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染蔓延により、働く者の収入が減少している。2021年10月の公益財団法人連合総合生活開発研究所の調査によれば、1年前と比較した現在の賃金収入について、「かなり増えた」「やや増えた」と回答した者が、19.3パーセント、「やや減った」「かなり減った」と回答した者が、28.6パーセントであった。また、1年前と比較した世帯収入について、「かなり増えた」「やや増えた」と回答した者が、16.6パーセント、「やや減った」「かなり減った」と回答した者が、30.7パーセントに及んでいる。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連商品、サービスの価格が急上昇している。労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。

最低賃金について、フランスでは、2021年1月に時給10.15ユーロから時給10.25ユーロに引き上げられ、さらに同年10月から時給10.48ユーロに引き上げられた。ドイツでは、2021年7月に時給9.50ユーロから時給9.60ユーロに引き上げられ、2022年1月に時給9.82ユーロとなり、同年7月に時給10.45ユーロへ引上げとなる。さらに、同年10月から時給12ユーロに引き上げることについて国会で審議中である。イギリスでも、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が時給8.72ポンドから時給8.91ポンドに引き上げられ、さらに2022年4月から時給9.5ポンドに引き上げられた。韓国では、2021年1月に時給8590ウォンから時給8720ウォンに引き上げられ、2022年1月から時給9160ウォンに引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても、最低賃金の大幅引上げが実現しており、我が国でも2022年において大幅引上げが必要である。

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正していないことは重大な問題である。2021年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1041円であるのに対し、福島県は時給828円であり、213円の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、近年の

調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

現在、厚生労働省の中央最低賃金審議会において「目安制度のあり方に関する全員協議会」が設置され検討がなされており、2023年3月をめどに報告がまとめられる予定である。2020年中央最低賃金審議会は、引上げ額の目安を示すことすらできず、2021年中央最低賃金審議会は、A～D全ての地域に一律の目安額を示し、さらにC、D地域では目安額を上回る答申が相次いだ。全員協議会においては、地域間格差の拡大をもたらした目安制度がもはや機能不全に陥った現状を直視し、目安制度に変わる抜本的改正策として、全国一律性実現に向けた提言をなすべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効であると考えられる。

最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果もある。当会は、関係機関に対して、以下のことを求める。

国に対して、中小企業への十分な支援策を求める。中央最低賃金審議会に対して、地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、本年度、地域間格差を縮小しながら地域における最低賃金の引上げを答申すべきことを求める。福島地方最低賃金審議会に対して、福島県地域別最低賃金の大幅な引上げにより、労働者の健康で文化的な生活を確保するとともに、地域経済の健全な発展を促すことを求める。

2022年（令和4年）5月26日

福島県弁護士会

会長 紺野 明弘

最低賃金に関する要望 (概要)

2022年4月21日
日本商工会議所・東京商工会議所

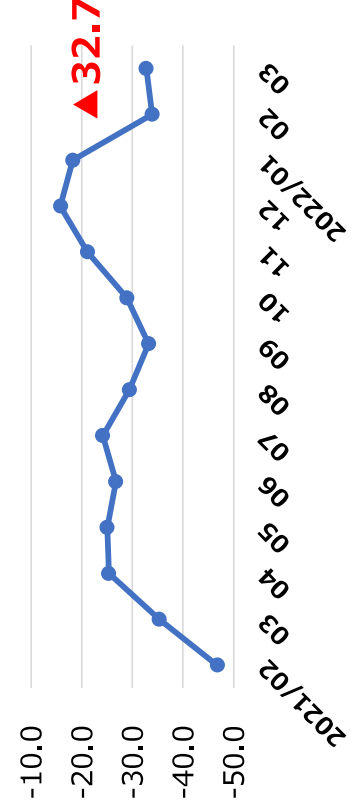
1. 現状認識

- コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。
- 「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠。政府による「パートナーシップによる価値創造のための軒塚円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。
- 最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

< 業種別業況 D I >

	2021年			2022年			先行き 見通し
	3月	10月	11月	12月	1月	2月	
全産業	▲ 35.3	▲ 28.9	▲ 21.1	▲ 15.8	▲ 18.2	▲ 33.9	▲ 32.7
建設	▲ 18.4	▲ 22.1	▲ 18.2	▲ 16.3	▲ 21.5	▲ 22.9	▲ 23.6
製造	▲ 33.6	▲ 14.7	▲ 13.7	▲ 9.3	▲ 6.9	▲ 21.1	▲ 25.0
卸売	▲ 35.0	▲ 32.1	▲ 20.8	▲ 11.6	▲ 18.1	▲ 38.2	▲ 33.3
小売	▲ 33.9	▲ 42.2	▲ 35.2	▲ 30.0	▲ 26.7	▲ 43.8	▲ 40.9
サービス	▲ 48.5	▲ 34.8	▲ 18.9	▲ 12.5	▲ 20.4	▲ 43.2	▲ 39.0

< 全産業業況 D I >



2. 要望内容①

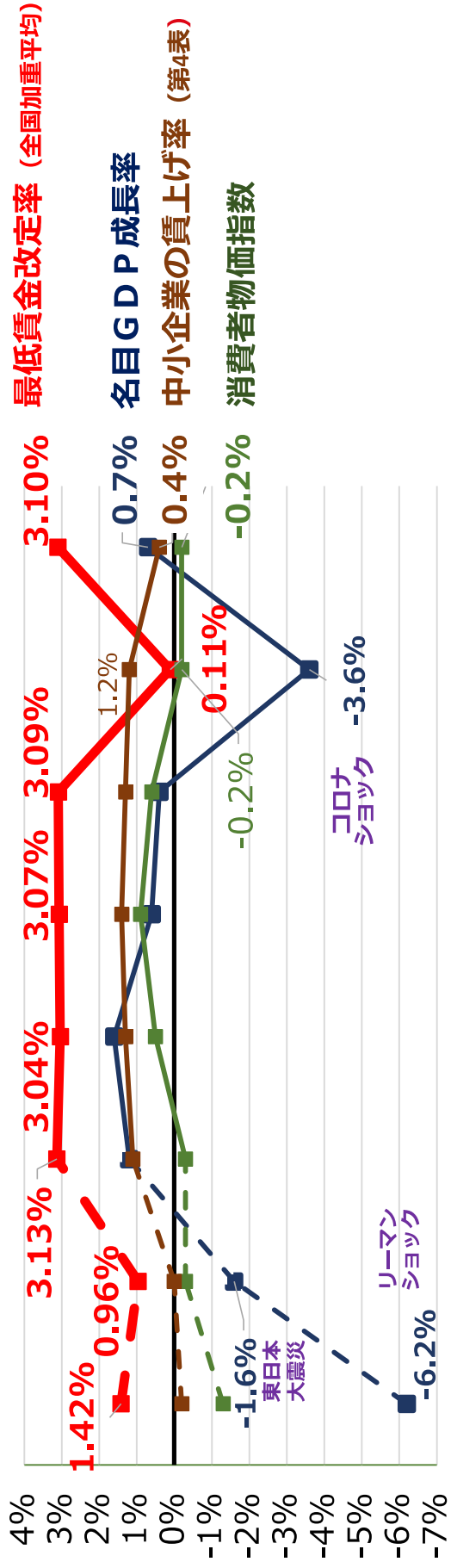
1. 労使代表参加のもと、中小企業の経営実態を反映した政府方針の決定を

- 最低賃金は2016年に「年率3%程度を目標として引上げていく」旨の政府方針が示されて以降、一昨年度を除き、**名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る3%台の大幅な引上げ**が続いている。
- 昨年度は事実上、政府方針を追認する形で、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。

<具体的要望項目>

最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映すること

<最低賃金の引上げ率と主要データの増減率>



2009年 2011年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年

2. 要望内容②

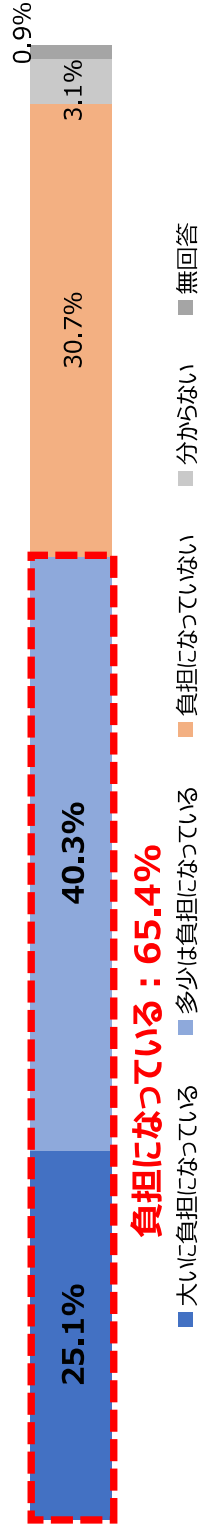
2. 明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を

- 最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用される。
- 近年の大幅な引上げにより、当所が本年2月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合」は40.3%とここ5年で9.3ポイント増加（2017年調査時31.0%）し、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合も65.4%に達しているなど、**中小企業の負担感が増している。**

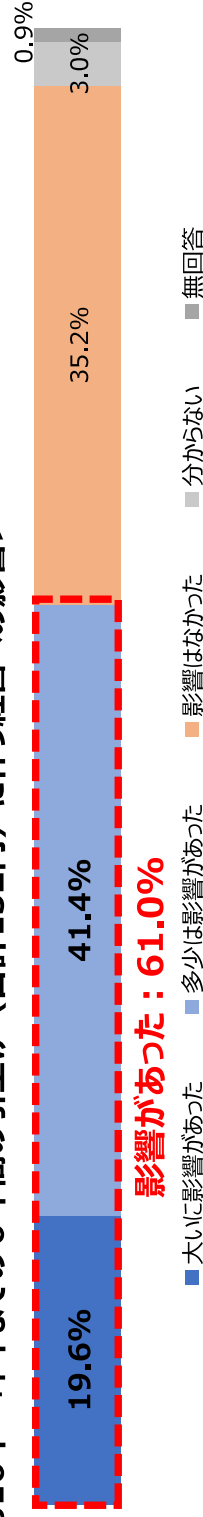
<具体的要望項目>

最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

<現在の最低賃金額の負担感>



<2016年～昨年までの6年間の引上げ（合計132円）に伴う経営への影響>



2. 要望内容③

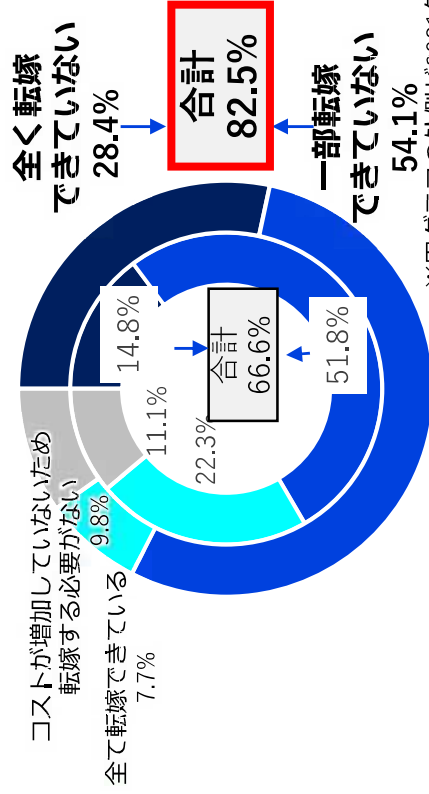
3. 中小企業が自発的に賃上げができる環境整備に向けた取組の推進を

- 当所が本年3月に実施した調査では、2021年度に所定内賃金の引上げを実施した企業（予定含む）は46.7%であり、そのうちの7割の企業は業績の改善に裏打ちされていない賃上げとなった。
- また、昨年11月に実施した調査では、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁ができていないとする企業が、BtoB、BtoCともに8割に達している。

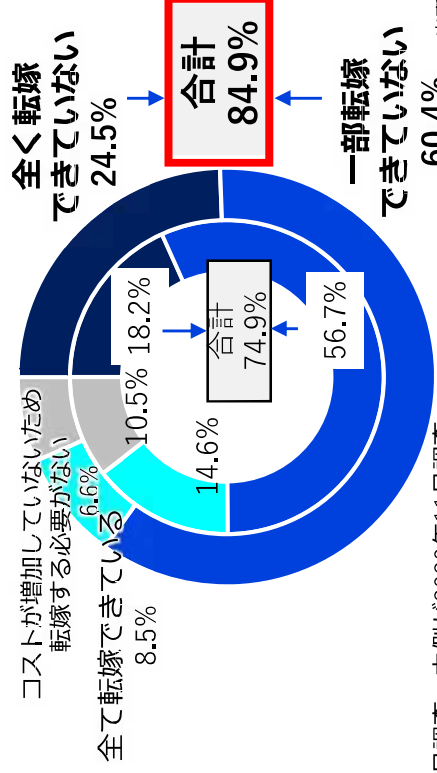
<具体的な要望項目>

- デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げができる環境の整備
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組」の着実な推進、フォロワーアップを通じた実効性の強化
- 「業務改善助成金」、「中小企業向け賃上げ促進税制」の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援

<価格転嫁の動向（BtoC）>



<価格転嫁の動向（BtoB）>



※円グラフの外側が2021年11月調査、内側が2020年11月調査

出所：日商LOBO調査2021年11月

2. 要望内容④

4. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

- 最低賃金は、47都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。
- 現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである。

[具体的要望項目] 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

- 例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担が大きいといった声が聞かれている。

[具体的要望項目] 10月1日前後の発効ではなく、年初めまたは年度初めの発効とすること

6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

- 特定の産業または職業について設定される特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも高い金額水準が必要と認められた場合に改定・新設される。
- 昨年度、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかった特定最低賃金に関しては、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

[具体的要望項目] 地域別最低賃金額を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討

最低賃金に関する要望

2022年4月21日
日本商工会議所
東京商工会議所

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。

こうした状況の中、「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。

最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

こうした認識のもと、当所は今年度の最低賃金審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

記

1. 労使代表参加のもと、中小企業の経営実態を反映した政府方針の決定を

最低賃金は2016年度以降、コロナ禍で全国加重平均1円の引上げとなった一昨年度を除き、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る3%台の大幅な引上げが行われてきた。

昨年度は中央最低賃金審議会「目安に関する公益委員見解」において、「経済財政諮問会議で決定された最低賃金引上げの政府方針へ特段の配慮をした上で審議を行った」旨が明記され、事実上、政府方針を追認する形で、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。

法が定める最低賃金の決定プロセス、ひいては最低賃金審議会のあり方自体にも疑問を抱かざるを得ず、各地商工会議所や地方最低賃金審議会の使用者側委員からも「地域の経済情勢が考慮されず、データやエビデンスに基づいた審議が十分に行われていない」といった声が多く聞かれている。

最低賃金が、中央および地方最低審議会における公労使の真摯な議論によって決定されるべきものであることは論を待たない。そのうえで、最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。

[具体的要望項目]

○最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映すること

2. 明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用される。

近年の大幅な引上げにより、当所が本年2月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合」は40.3%とここ5年で9.3ポイント増加(2017年調査時31.0%)し、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合も65.4%に達しているなど、中小企業の負担感が増している。

中小企業は企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎である。今年度の審議に当たっては、賃上げ率など中小企業の経営実態や地域経済の状況、雇用動向を十分に考慮するとともに、最低賃金法第9条が定める三要素(①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力)に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

[具体的要望項目]

○最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素(生計費、賃金、支払い能力)に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

3. 中小企業が自発的に賃上げできる環境整備に向けた取組の推進を

当所が本年3月に実施した調査では、2021年度に所定内賃金の引上げを実施した企業(予定含む)は46.7%であり、そのうちの7割の企業は業績の改善に裏打ちされていない賃上げ(防衛的な賃上げ)である。また、昨年11月に実施した調査では、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁ができていないとする企業が、BtoB、BtoCともに8割に達している。

政府には、デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援など生産性向上に資する支援策や「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化を一層推進することで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していただきたい。

特に、取引適正化に関して、政府は昨年12月にとりまとめた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に加えて、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組(※)」を本年2月に公表したが、これらの取組を粘り強く継続するとともに、実施状況のフォローアップ等を通じて実効性を強化されたい。

最低賃金引上げに対する主な支援策であり、中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、昨年度に助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大など特例的

な要件の緩和・拡充が図られたが、これらの特例措置については、より幅広い事業者が利用できるよう恒常的な措置とし、売上高等要件の廃止を求めるとともに、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心に、より一層活用がなされるよう幅広い周知と申請手続きに係るきめ細かいフォローを実施していただきたい。また、中小企業向け「賃上げ促進税制」についても利用を促進することで、賃上げに取り組む中小企業を後押しされたい。

※5つの取組：(1) 価格交渉のより一層の促進、(2) パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、(3) 下請取引の監督強化、(4) 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化、(5) 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

[具体的要望項目]

- デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組」の着実な推進、フォローアップを通じた実効性の強化
- 「業務改善助成金」、「中小企業向け賃上げ促進税制」の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援

4. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

最低賃金は、47都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。

全国一律に最低賃金額を決定している諸外国の制度や、東京一極集中の是正・地方創生の観点を踏まえ、全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである。

[具体的要望項目]

- 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から「給与規定等の改定やシステム改修等を短時間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の原資を確保するための時間も必要」といった声が聞かれている。

各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

[具体的要望項目]

○10月1日前後の発効ではなく、年初めまたは年度初めの発効とすること

6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業または職業について設定される特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも高い金額水準が必要と認められた場合に改定・新設される。

都道府県ごとに適用されるものが現在225件ある中で、昨年度、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかった特定最低賃金が61件、このうち改正の申出が無かったものが30件ある。これらに関しては、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

[具体的要望項目]

○地域別最低賃金額を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討

以 上

最低賃金に関する要望

2022年4月21日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。

こうした状況の中、「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。

最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

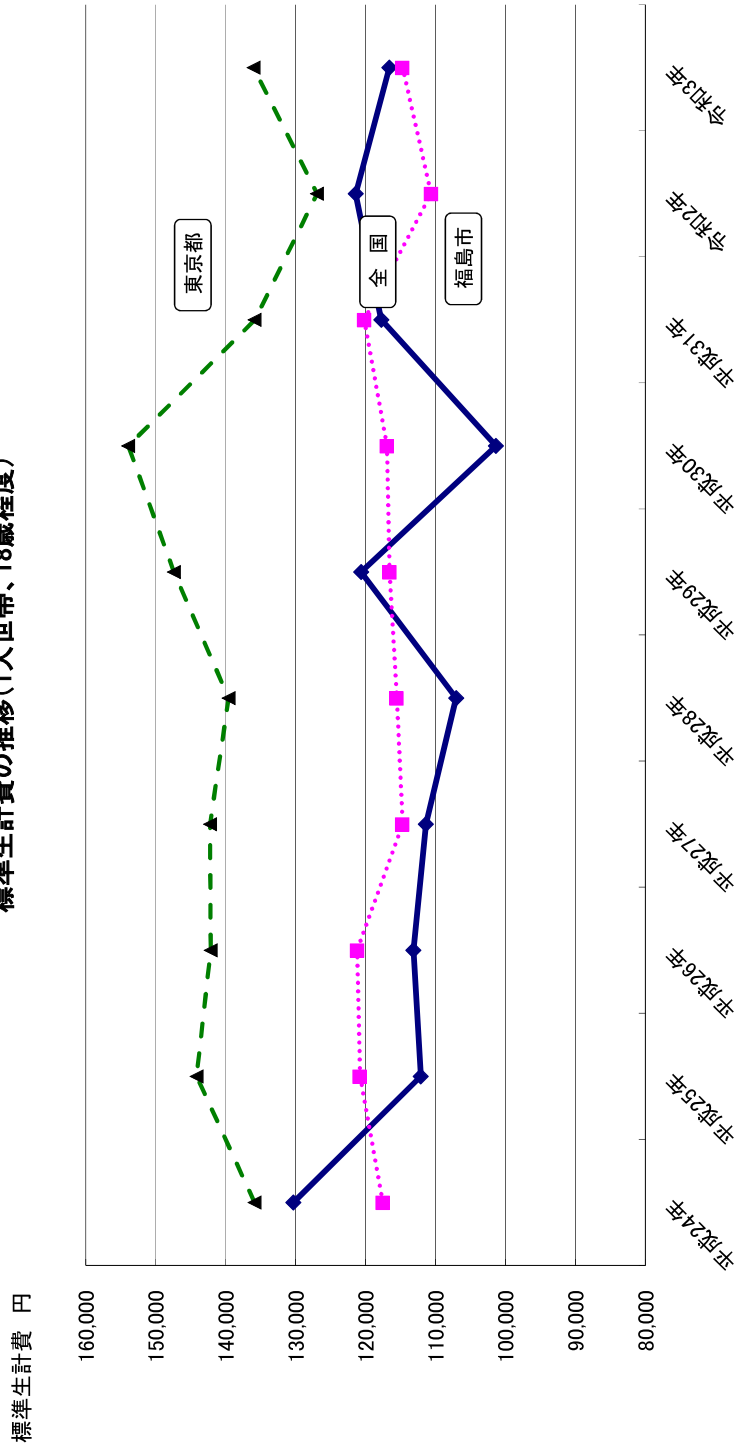
こうした認識のもと、われわれ中小企業三団体は今年度の最低賃金審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

記

- ① 最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。
- ② 最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

以上

標準生計費の推移(1人世帯、18歳程度)



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
福島市	130,330	112,110	113,160	111,380	107,040	120,650	101,360	117,750	121,430	116,610
全国	117,540	120,800	121,200	114,720	115,530	116,560	116,930	120,190	110,630	114,720
東京都	135,860	144,130	142,150	142,210	139,590	147,400	153,910	135,850	126,930	136,010

資料出所: 労働行政研究所編「2022年版 賃金決定のための物価と生計費資料」

費用別・世帯人員別標準生計費

年月・費目	世帯人員				福島				市				全				国				東京都			
	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人
平成29年4月	24,950	43,990	51,510	59,020	24,950	43,990	51,510	59,020	25,350	44,690	52,320	59,960	30,070	53,010	62,070	71,130	25,350	44,690	52,320	59,960	30,070	53,010	62,070	71,130
食料費	48,430	59,770	51,030	42,300	46,690	57,620	49,200	40,780	46,690	57,620	49,200	40,780	56,110	69,240	59,120	49,000	46,690	57,620	49,200	40,780	56,110	69,240	59,120	49,000
住居関係費	3,850	9,660	12,580	15,500	2,640	6,620	8,620	10,620	2,640	6,620	8,620	10,620	3,200	8,020	10,450	12,870	2,640	6,620	8,620	10,620	3,200	8,020	10,450	12,870
被服・履物費	27,070	36,600	50,430	64,270	33,300	45,020	62,030	79,060	33,300	45,020	62,030	79,060	49,700	67,190	92,590	118,000	33,300	45,020	62,030	79,060	49,700	67,190	92,590	118,000
雑費Ⅰ	16,350	47,630	51,630	55,640	8,580	24,990	27,090	29,200	8,580	24,990	27,090	29,200	8,320	24,220	26,260	28,300	8,580	24,990	27,090	29,200	8,320	24,220	26,260	28,300
雑費Ⅱ	120,650	197,650	217,180	236,730	116,560	178,940	199,260	219,620	116,560	178,940	199,260	219,620	147,400	221,680	250,490	279,300	116,560	178,940	199,260	219,620	147,400	221,680	250,490	279,300
計	24,400	39,040	48,490	57,930	25,490	40,770	50,640	60,510	25,490	40,770	50,640	60,510	29,530	47,240	58,670	70,100	25,490	40,770	50,640	60,510	29,530	47,240	58,670	70,100
平成30年4月	37,520	41,120	36,970	32,820	47,720	52,300	47,030	41,750	47,720	52,300	47,030	41,750	59,960	65,710	59,090	52,460	47,720	52,300	47,030	41,750	59,960	65,710	59,090	52,460
食料費	2,270	7,920	9,100	10,270	2,580	9,010	10,350	11,690	2,580	9,010	10,350	11,690	3,780	13,210	15,170	17,140	2,580	9,010	10,350	11,690	3,780	13,210	15,170	17,140
住居関係費	27,050	24,430	45,320	66,210	32,860	29,680	55,050	80,430	32,860	29,680	55,050	80,430	52,100	47,060	87,270	127,510	32,860	29,680	55,050	80,430	52,100	47,060	87,270	127,510
被服・履物費	10,120	23,120	28,650	34,170	8,280	18,930	23,450	27,970	8,280	18,930	23,450	27,970	8,540	19,510	24,170	28,830	8,280	18,930	23,450	27,970	8,540	19,510	24,170	28,830
雑費Ⅰ	101,360	135,630	168,530	201,400	116,930	150,690	186,520	222,350	116,930	150,690	186,520	222,350	153,910	192,730	244,370	296,040	116,930	150,690	186,520	222,350	153,910	192,730	244,370	296,040
雑費Ⅱ	26,810	42,250	52,310	62,370	26,020	41,010	50,770	60,530	26,020	41,010	50,770	60,530	29,960	47,220	58,460	69,710	26,020	41,010	50,770	60,530	29,960	47,220	58,460	69,710
計	45,940	36,860	39,690	42,530	48,300	38,750	41,730	44,720	48,300	38,750	41,730	44,720	55,700	44,690	48,120	51,570	48,300	38,750	41,730	44,720	55,700	44,690	48,120	51,570
平成31年4月	2,470	6,950	7,730	8,500	2,430	6,850	7,620	8,380	2,430	6,850	7,620	8,380	3,150	8,880	9,870	10,850	2,430	6,850	7,620	8,380	3,150	8,880	9,870	10,850
食料費	27,540	24,430	41,520	58,590	35,120	31,160	52,940	74,700	35,120	31,160	52,940	74,700	39,780	35,290	59,970	84,620	35,120	31,160	52,940	74,700	39,780	35,290	59,970	84,620
住居関係費	14,990	35,160	42,710	50,260	8,320	19,520	23,710	27,900	8,320	19,520	23,710	27,900	7,260	17,020	20,670	24,330	8,320	19,520	23,710	27,900	7,260	17,020	20,670	24,330
被服・履物費	117,750	145,650	183,960	222,250	120,190	137,290	176,770	216,230	120,190	137,290	176,770	216,230	135,850	153,100	197,090	241,080	120,190	137,290	176,770	216,230	135,850	153,100	197,090	241,080
雑費Ⅰ	22,600	36,150	47,010	57,780	24,360	39,000	50,660	62,330	24,360	39,000	50,660	62,330	27,380	43,840	56,950	70,070	24,360	39,000	50,660	62,330	27,380	43,840	56,950	70,070
雑費Ⅱ	61,540	66,340	59,680	53,020	49,360	53,220	47,870	42,520	49,360	53,220	47,870	42,520	59,760	64,430	57,960	51,480	49,360	53,220	47,870	42,520	59,760	64,430	57,960	51,480
計	1,200	3,850	4,370	4,890	1,130	3,630	4,120	4,610	1,130	3,630	4,120	4,610	970	3,110	3,530	3,950	1,130	3,630	4,120	4,610	970	3,110	3,530	3,950
令和2年4月	29,890	38,480	52,070	65,660	28,830	37,120	50,200	63,270	28,830	37,120	50,200	63,270	33,160	42,700	57,740	72,780	28,830	37,120	50,200	63,270	33,160	42,700	57,740	72,780
食料費	6,200	17,950	20,900	23,890	6,930	20,070	23,380	26,690	6,930	20,070	23,380	26,690	5,120	14,830	17,270	19,720	6,930	20,070	23,380	26,690	5,120	14,830	17,270	19,720
住居関係費	121,430	162,770	184,030	205,240	110,610	153,040	176,230	199,420	110,610	153,040	176,230	199,420	126,390	168,910	193,450	218,000	110,610	153,040	176,230	199,420	126,390	168,910	193,450	218,000
被服・履物費	29,820	47,810	55,820	63,830	30,060	48,180	56,270	64,360	30,060	48,180	56,270	64,360	35,790	57,370	67,000	76,640	30,060	48,180	56,270	64,360	35,790	57,370	67,000	76,640
雑費Ⅰ	44,550	54,260	46,720	39,170	44,700	54,430	46,870	39,310	44,700	54,430	46,870	39,310	51,190	62,330	53,670	45,020	44,700	54,430	46,870	39,310	51,190	62,330	53,670	45,020
雑費Ⅱ	4,030	4,530	5,670	6,820	5,160	5,800	7,270	8,740	5,160	5,800	7,270	8,740	6,440	7,250	9,080	10,910	5,160	5,800	7,270	8,740	6,440	7,250	9,080	10,910
計	28,340	61,250	75,850	90,450	23,600	50,950	63,150	75,350	23,600	50,950	63,150	75,350	28,180	60,830	75,400	89,970	23,600	50,950	63,150	75,350	28,180	60,830	75,400	89,970
令和3年4月	9,870	29,080	28,400	27,780	11,200	32,990	32,260	31,540	11,200	32,990	32,260	31,540	14,410	42,460	41,530	40,590	11,200	32,990	32,260	31,540	14,410	42,460	41,530	40,590
食料費	116,610	196,930	212,460	228,050	114,720	192,350	205,820	219,300	114,720	192,350	205,820	219,300	136,010	230,240	246,680	263,130	114,720	192,350	205,820	219,300	136,010	230,240	246,680	263,130
住居関係費	29,820	47,810	55,820	63,830	30,060	48,180	56,270	64,360	30,060	48,180	56,270	64,360	35,790	57,370	67,000	76,640	30,060	48,180	56,270	64,360	35,790	57,370	67,000	76,640
被服・履物費	44,550	54,260	46,720	39,170	44,700	54,430	46,870	39,310	44,700	54,430	46,870	39,310	51,190	62,330	53,670	45,020	44,700	54,430	46,870	39,310	51,190	62,330	53,670	45,020
雑費Ⅰ	4,030	4,530	5,670	6,820	5,160	5,800	7,270	8,740	5,160	5,800	7,270	8,740	6,440	7,250	9,080	10,910	5,160	5,800	7,270	8,740	6,440	7,250	9,080	10,910
雑費Ⅱ	28,340	61,250	75,850	90,450	23,600	50,950	63,150	75,350	23,600	50,950	63,150	75,350	28,180	60,830	75,400	89,970	23,600	50,950	63,150	75,350	28,180	60,830	75,400	89,970
計	9,870	29,080	28,400	27,780	11,200	32,990	32,260	31,540	11,200	32,990	32,260	31,540	14,410	42,460	41,530	40,590	11,200	32,990	32,260	31,540	14,410	42,460	41,530	40,590
令和4年4月	116,610	196,930	212,460	228,050	114,720	192,350	205,820	219,300	114,720	192,350	205,820	219,300	136,010	230,240	246,680	263,130	114,720	192,350	205,820	219,300	136,010	230,240	246,680	263,130

※1 資料出所：労務行政研究所編「2022年版 賃金決定のための物価と生計費資料」

※2 ↑↓は、前年度と比較。

※3 費目 食料費：食料
住居関係費：住居・光熱・水道・家具・家事用品
被服・履物費：被服及び履物
雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ：その他の消費支出（諸雑費、交際費等）

令和2年基準消費者物価指数時系列リスト

全国
001 0001 : 総合

		21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	31年 令和元年 2019	2年 2020	3年度 2021	4年度 2022
指 数	1月	95.9	94.9	94.4	94.5	94.2	95.5	97.8	97.7	98.2	99.5	99.7	100.5	99.8	100.3
	2月	95.6	94.9	94.4	94.7	94.0	95.5	97.6	97.8	98.1	99.5	99.7	100.3	99.8	100.7
	3月	95.9	95.1	94.6	95.1	94.2	95.7	97.9	97.9	98.1	99.2	99.7	100.3	99.9	101.1
	4月	96.0	95.1	94.7	95.2	94.5	97.7	98.4	98.1	98.5	99.1	100.0	100.2	99.1	101.5
	5月	95.8	95.1	94.7	94.9	94.6	98.1	98.7	98.2	98.6	99.3	100.0	100.1	99.4	101.8
	6月	95.6	94.9	94.6	94.4	94.6	98.0	98.4	98.1	98.5	99.2	99.8	99.9	99.5	
	7月	95.3	94.4	94.6	94.1	94.8	98.1	98.3	97.9	98.3	99.2	99.8	100.0	99.7	
	8月	95.6	94.5	94.7	94.3	95.1	98.3	98.4	97.9	98.5	99.8	100.0	100.1	99.7	
	9月	95.6	94.7	94.7	94.4	95.4	98.5	98.5	98.0	98.8	99.9	100.1	100.1	100.1	
	10月	95.2	95.0	94.8	94.4	95.5	98.2	98.5	98.6	98.8	100.2	100.4	99.8	99.9	
	11月	95.0	94.7	94.2	94.1	95.5	97.9	98.1	98.6	99.1	100.0	100.5	99.5	100.1	
	12月	94.8	94.5	94.3	94.1	95.6	97.9	98.1	98.4	99.4	99.4	99.7	100.5	100.1	
年 平 均	95.5	94.8	94.5	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1	98.1	98.6	99.5	100.0	100.0	99.8	
年 度 平 均	95.2	94.7	94.6	94.4	95.2	98.0	98.2	98.2	98.2	98.9	99.6	100.1	99.9	100.0	
前 月 比	1月	-0.6	-0.2	-0.1	0.2	0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.2	0.1	0.1	-0.1	0.5	0.3
	2月	-0.3	0.0	0.0	0.2	-0.2	0.0	-0.2	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.2	-0.1	0.4
	3月	0.3	0.3	0.3	0.5	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	-0.3	0.0	0.0	0.1	0.4
	4月	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	2.1	0.5	0.2	0.4	-0.1	0.3	-0.1	-0.8	0.4
	5月	-0.2	-0.1	0.0	-0.3	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.3	0.3
	6月	-0.2	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	0.1
	7月	-0.3	-0.6	0.0	-0.3	0.2	0.0	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	0.1	-0.1	0.1	0.2
	8月	0.3	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.2	0.2	0.5	0.3	0.1	0.0
	9月	0.0	0.2	0.0	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	-0.2	0.4
	10月	-0.4	0.3	0.1	0.0	0.1	-0.3	0.0	0.6	0.0	0.3	0.3	-0.1	-0.2	-0.2
	11月	-0.2	-0.3	-0.6	-0.4	0.0	-0.4	-0.4	0.0	0.4	-0.3	0.1	0.1	-0.3	0.2
	12月	-0.2	-0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	-0.2	-0.2	0.3	-0.3	0.0	-0.2	0.0
前 年 同 月 比	1月	0.0	-1.3	-0.6	0.1	-0.3	1.4	2.4	-0.1	0.4	1.4	0.2	0.7	-0.7	0.5
	2月	-0.1	-1.1	-0.5	0.3	-0.7	1.5	2.2	0.2	0.3	1.5	0.2	0.4	-0.5	0.9
	3月	-0.3	-1.1	-0.5	0.5	-0.9	1.6	2.3	0.0	0.2	1.1	0.5	0.4	-0.4	1.2
	4月	-0.1	-1.2	-0.4	0.4	-0.7	3.4	0.6	-0.3	0.4	0.6	0.9	0.1	-1.1	2.5
	5月	-1.1	-0.9	-0.4	0.2	-0.3	3.7	0.5	-0.5	0.4	0.7	0.7	0.1	-0.8	2.5
	6月	-1.8	-0.7	-0.4	-0.2	0.2	3.6	0.4	-0.4	0.4	0.7	0.7	0.1	-0.5	
	7月	-2.2	-0.9	0.2	-0.4	0.7	3.4	0.2	-0.4	0.4	0.9	0.5	0.3	-0.3	
	8月	-2.2	-0.9	0.2	-0.4	0.9	3.3	0.2	-0.5	0.7	1.3	0.3	0.2	-0.4	
	9月	-2.2	-0.6	0.0	-0.3	1.1	3.2	0.0	-0.5	0.7	1.2	0.2	0.0	0.2	
	10月	-2.5	0.2	-0.2	-0.4	1.1	2.9	0.3	0.1	0.2	1.4	0.2	-0.4	0.1	
	11月	-1.9	0.1	-0.5	-0.2	1.5	2.4	0.3	0.5	0.6	0.8	0.5	-0.9	0.6	
	12月	-1.7	0.0	-0.2	-0.1	1.6	2.4	0.2	0.3	1.0	0.3	0.8	-1.2	0.8	
年 平 均	-1.4	-0.7	-0.3	0.0	0.4	2.7	0.8	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	-0.2		
年 度 平 均	-1.7	-0.4	-0.1	-0.3	0.9	2.9	0.2	-0.1	0.7	0.7	0.5	-0.2	0.1		

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」

令和2年基準消費者物価指数時系列リスト

福島市
001 0001 : 総合

		21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	31年 令和元年 2019	2年 2020	3年 2021	4年 2022
指 数	1月	95.8	94.5	93.7	93.9	93.5	94.7	97.4	97.2	97.9	99.3	99.4	100.8	99.9	100.1
	2月	95.3	95.0	93.6	94.2	93.3	95.0	97.2	97.3	97.8	99.0	99.2	100.5	99.6	100.4
	3月	95.5	95.1	93.6	94.8	93.6	95.4	97.7	97.6	97.8	98.9	99.3	100.5	99.8	101.1
	4月	95.6	94.8	94.3	95.0	93.6	97.5	98.2	98.2	98.3	98.8	100.0	100.2	98.8	101.6
	5月	95.6	94.8	94.0	94.6	93.6	98.0	98.5	98.3	98.4	99.0	99.8	100.2	99.0	101.8
	6月	95.4	94.4	93.8	94.2	93.7	98.3	98.2	98.1	98.4	98.7	99.5	99.9	99.0	
	7月	94.9	93.4	93.8	93.6	93.7	98.2	98.1	97.7	98.1	98.8	99.8	99.6	99.3	
	8月	95.2	93.5	94.0	93.9	93.9	98.3	98.2	97.8	98.0	99.3	99.8	99.8	99.1	
	9月	95.7	93.7	93.5	93.8	94.7	98.3	98.6	97.6	98.6	99.7	100.0	99.9	99.7	
	10月	95.2	94.2	93.8	93.8	94.7	98.0	98.3	98.1	98.5	99.7	100.5	99.9	99.7	
	11月	94.8	94.0	93.7	93.5	94.9	97.5	97.9	98.2	98.6	99.5	100.6	99.5	100.0	
	12月	94.5	93.4	93.7	93.6	95.1	97.6	97.6	98.2	98.9	99.3	100.3	99.3	99.9	
年 平 均	95.3	94.2	93.8	94.1	94.0	97.2	98.0	97.9	98.3	98.6	99.2	99.9	100.0	99.5	
年 度 平 均	95.0	93.9	94.0	93.9	94.4	97.9	98.0	98.0	98.0	98.6	99.3	100.1	99.8	99.7	
前 月 比	1月	-0.1	-0.1	0.4	0.3	-0.2	-0.4	-0.1	-0.4	-0.3	0.4	0.1	0.3	0.6	0.3
	2月	-0.6	0.5	-0.2	0.3	-0.2	0.3	-0.2	0.0	-0.1	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	0.2
	3月	0.2	0.1	0.0	0.7	0.2	0.4	0.6	0.3	0.0	-0.1	0.2	0.0	0.2	0.7
	4月	0.2	-0.3	0.7	0.1	0.1	2.2	0.4	0.6	0.5	-0.2	0.6	-0.3	-1.0	0.5
	5月	-0.1	0.0	-0.3	-0.4	-0.1	0.5	0.4	0.1	0.1	0.3	-0.2	0.0	0.3	0.2
	6月	-0.2	-0.5	-0.2	-0.5	0.1	0.3	-0.3	-0.2	0.0	-0.4	-0.3	-0.3	0.0	
	7月	-0.5	-1.0	0.0	-0.6	0.0	0.0	-0.1	-0.4	-0.3	0.1	0.2	-0.3	0.3	
	8月	0.3	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	0.2	-0.2	
	9月	0.6	0.3	-0.4	-0.1	0.9	0.0	0.4	0.4	-0.2	0.7	0.3	0.2	0.6	
	10月	-0.6	0.5	0.2	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	0.6	-0.1	0.4	0.0	-0.1	
	11月	-0.4	-0.2	0.0	-0.3	0.2	-0.5	-0.4	-0.4	0.1	0.1	-0.5	0.1	-0.3	0.3
	12月	-0.3	-0.6	0.0	0.1	0.2	0.0	-0.3	-0.3	0.0	0.3	-0.2	-0.2	-0.1	0.0
前 年 同 月 比	1月	0.5	-1.5	-0.8	0.2	-0.5	1.3	2.9	-0.1	0.7	1.5	0.1	1.2	-0.9	0.3
	2月	-0.2	-1.0	-1.4	0.7	-0.9	1.8	2.5	0.1	0.5	1.3	0.2	1.1	-0.9	0.8
	3月	-0.5	-1.1	-1.5	1.3	-1.4	1.9	2.7	0.2	0.2	1.1	0.4	1.0	-0.7	1.3
	4月	-0.3	-1.4	-0.6	0.8	-1.4	4.1	0.7	0.0	0.1	0.5	1.2	0.1	-1.4	2.9
	5月	-1.7	-1.2	-0.9	0.7	-1.1	4.7	0.4	-0.2	0.1	0.6	0.8	0.3	-1.1	2.8
	6月	-2.3	-1.1	-0.6	0.4	-0.5	4.9	-0.1	-0.1	0.3	0.2	0.9	0.2	-0.9	
	7月	-2.8	-1.6	0.3	-0.2	0.1	4.9	-0.1	-0.3	0.4	0.7	1.0	-0.2	-0.2	
	8月	-2.8	-1.5	0.5	-0.1	0.0	4.7	0.1	-0.5	0.2	1.4	0.5	0.2	-0.7	
	9月	-2.2	-1.6	-0.2	0.3	0.9	3.9	0.1	-1.0	1.0	1.1	0.4	0.3	-0.2	
	10月	-2.5	-0.4	-0.4	0.0	1.0	3.5	0.0	-0.1	0.4	1.5	0.4	-0.4	-0.2	
	11月	-1.9	-0.5	-0.3	-0.2	1.4	2.8	0.4	0.4	0.4	0.9	1.1	-1.0	0.4	
	12月	-1.5	-0.8	0.3	-0.1	1.5	2.6	0.0	0.6	0.7	0.4	1.0	-1.0	0.6	
年 平 均	-1.6	-1.1	-0.5	0.3	-0.1	3.4	0.8	-0.1	0.4	0.9	0.7	0.1	-0.5		
年 度 平 均	-1.9	-1.0	0.0	-0.1	0.6	3.7	0.1	0.0	0.6	0.7	0.9	-0.3	-0.1		

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」